

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 1 7 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 諸般の報告について
日程第 3 行政報告について
日程第 4 報告第 1 号 総務常任委員会所管事務調査報告について
日程第 5 報告第 2 号 経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 6 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 6 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 1 名)

1 番	石 川 邦 子 君	2 番	小 林 真 奈 美 君
3 番	千 葉 薫 君	4 番	五 十 嵐 篤 雄 君
5 番	今 野 幸 子 君	6 番	室 田 崇 行 君
7 番	大 屋 治 君	8 番	大 久 保 富 士 子 君
9 番	越 前 谷 邦 夫 君	1 1 番	板 垣 正 人 君
1 2 番	大 西 智 君		

欠席議員 (1 名)

1 0 番	石 川 諭 君
-------	---------

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	八 反 田 稔 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 涉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	経 済 部 長 次	篠 原 哲 也 君

洞爺総合 支所 副支所長	片	岸	昭	弘	君	総務課長	末	永	弘	幸	君
企画財政 課長	藤	岡	孝	弘	君	政策推進 課長	野	呂	圭	一	君
住民税務 課長	宮	下	信	一	君	健康福祉 課長	高	橋	憲	史	君
子育て支 援課長	原		美	夏	君	介護高齢 課長	兼	村	憲	三	君
観光振興 課長	田	仁	孝	志	君	産業振興 課長	仙	波	貴	樹	君
生活環境 課長	高	橋	謙	介	君	上下水道 課長	宮	古	義	信	君
地域振興 課長	後	藤	和	郎	君	教育長	渋谷	川	賢	一	君
教育指導 参与	山	本	恵	一郎	君	教育推進 課長	細	江	幸	恵	君
社会教育 課長	角	田	隆	志	君	代表監査 委員	山	口	芳	行	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木	勉	書記	阿部	はるか
庶務係	木村	暁	美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会令和6年6月会議を開会します。

現在の出席議員は11名であります。石川諭議員から欠席の届出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、11番、板垣議員、1番、石川邦子議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（大西 智君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 薫君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会より報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

令和6年6月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

議会運営委員会委員長、千葉薫。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会令和6年6月会議の運営について。

2、調査日、令和6年6月10日、月曜日。

3、出席委員でございます。私のほか、小林副委員長、五十嵐委員、大久保委員、越前谷委員、石川邦子委員です。

4、委員外としまして、大西議長、板垣副議長に出席をいただいております。

5、説明員としまして、町側より八反田副町長においでをいただき、概要の説明をいただきました。

6、結果でございます。洞爺湖町議会の会期等に関する条例第2条第1項に基づく洞爺湖町議会令和6年6月会議について、本委員会を開催し、議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間について、6月17日から6月20日まで。

審議日程について、裏面のとおり、本会議でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、次のことを決定しました。

議場内では、出席者全員が発言する場合は必ずマスクを着用することとするが、それ以外は任意とする。また、入室の際は手の消毒を行うこととする。

傍聴者についても、入室の際は手の消毒を行っていただくが、マスクの着用は任意とする。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から20日までといたしますので、議会運営にご協力をお願い申し上げます。

◎行政報告について

○議長（大西 智君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

下道町長。

○町長（下道英明君） 洞爺湖町議会令和6年6月会議、町長行政報告を読み上げてご報告させていただきます。

1、寄附について。

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

（1）金員の寄附（ふるさと納税寄附金として）、個人（匿名を含む）1,056件でございます。総額2,266万3,400円でございます。

（2）物品の寄附。

虻田郡洞爺湖町洞爺町37番地、高橋哲也氏でございます。

洞爺村国際彫刻ビエンナーレ出展作品7点でございます。

2、放課後児童クラブ「児童会風っ子」の移転について。

虻田地区で運営している放課後児童クラブ「児童会風っ子」は、地域交流センターで活動しておりましたが、住民や保護者の意見を踏まえて移転先を決定し、5月7日から虻田小学校内で運営を開始いたしました。

今後につきましても、子供が安心して過ごせる環境を整え、安全面に配慮しながら主体的な遊びや生活が可能となるよう努めてまいります。

3、縄文シティサミット in とうや湖実行委員会の設立について。

縄文都市連絡協議会に加盟する都市間の交流と縄文文化を活用したまちづくりを推進することを目的として、「縄文シティサミット in とうや湖」が10月7日・8日の2日間、当町で開催するに当たり、町内の文化財関係団体などで構成する縄文シティサミット in とうや

湖実行委員会が4月5日に設立されました。

縄文シティサミットでは文化財に対する町民の理解を深めることや、整備が完了した入江・高砂貝塚を含む世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」のさらなるPRへ向けてはずみとなり、さらに、全国の加盟都市と連携し、広域交流を深めることで、相互理解や協力の促進となることが期待されております。

縄文シティサミットが当町で開催されるのは平成21年以来15年ぶりとなります。

7月に開催される縄文まつりをはじめ、各プレサミットの開催により、町民の皆様と一体となって、成功に向けて機運を高めてまいりますので、議員各位におかれましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

4、町民植樹祭の開催について。

6月1日に洞爺湖町三豊の町有地において、令和6年度「町民植樹祭」を開催いたしました。

本植樹祭は、森林環境譲与税を活用し、トドマツ3,000本の植樹を令和5年度から令和9年度までの5か年計画で行うものであり、昨年度は、悪天候により中止となりましたが、今年度は、天候にも恵まれ、38名の参加をいただき、計600本のトドマツの苗を無事に植えることができました。

本植樹祭の実施に当たり、ご参加いただきました皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き関係機関と連携し、森林の適正管理に努めてまいります。

5、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおりご報告いたします。

なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 令和6年6月会議における教育委員会の行政報告を申し上げます。

一つ目、洞爺湖町学校給食センター施設の統合の見送りについて。

洞爺湖町学校給食センターの統合につきましては、洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会による令和3年度から2年間にわたる検討協議の提言を踏まえ、洞爺給食センターに統合することとしたところであります。その後、令和5年度に洞爺給食センターの増改築工事の基本設計を進めたところ、増築面積及び工事費用が当初見込みを大きく上回る状況となりました。このたび、これらのことを総合的に判断し、現状において洞爺湖町学校給食センター施設の統合を見送ることとし、現在の給食センターを引き続き使用することといたしましたのでご報告いたします。

今後につきましては、洞爺湖町教育行政審議会において、小中学校校舎や他の教育施設を含めた教育施設全体の中で、方向性等について審議いただくこととしております。

二つ目、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会の開催について。

虻田中学校校舎の老朽化に伴い、生徒等の安心安全な教育環境の早期の確保に向け、校舎移転に係る課題等を協議、調整するため、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会を設置し、5月1日付をもって次の方々に委嘱いたしました。

なお、5月29日に地域協議会を開催し、会長に柴田暦章氏、副会長に長谷川尊裕氏が選出され、虻田中学校の校舎移転に向けた協議や児童生徒・保護者向けアンケートの実施などについて協議いただきました。

三つ目、洞爺湖町少年の主張大会の開催について。

6月6日、洞爺湖町役場防災研修ホールにおきまして「洞爺湖町少年の主張大会」が洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会の主催で開催されました。

本大会は、町内2中学校から選抜された6名の中学生が、家族や友情、環境問題などについて考えを述べ、審査員からは中学生らしい視点や表現力がすばらしいとの講評を得ていました。

今回、最優秀賞に輝いたのは虻田中学校3年生白井遥ノ柊さんでした。「言葉の力とは」をテーマに、SNSでの誹謗中傷が社会問題となっていることや、自身の体験を基に言葉の大切さを述べたものです。

なお、白井さんは7月17日に開催される「少年の主張胆振地区大会」に、洞爺湖町の代表として出場することとなっております。

四つ目、洞爺湖芸術館あり方検討委員会の開催について。

洞爺湖芸術館の課題や今後の活用の在り方について意見を聴取することを目的として、「洞爺湖芸術館あり方検討委員会」を設置するとともに、5月22日に第1回の会議を開催し、オブザーバーを含む6名の方々に委員を委嘱いたしました。

会議では、委員長に木村省平氏、副委員長に加藤亮子氏が選任され、事務局から設置要綱や洞爺湖芸術館の現状の説明に続き、今後の会議の進め方などを確認いたしました。

次回から具体的な協議に入ることとし、第2回の検討委員会は7月下旬に開催することとしております。

五つ目、各種事務事業の取組状況について。

前会議から本会議までの各種事務事業の取組状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第1号総務常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。

五十嵐委員長。

○総務常任委員会委員長（五十嵐篤雄君） 読み上げて、報告とさせていただきます。

報告第1号所管事務調査報告書。

令和6年6月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

総務常任委員会委員長、五十嵐篤雄。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告します。

記。

所管事務調査。

- 1、調査事項、洞爺湖芸術館の取組みと現況について。
- 2、調査日、令和6年5月24日（金）。
- 3、出席委員、私、室田副委員長、小林委員、大久保委員、越前谷委員。
- 4、説明員等、教育委員会社会教育課、角田課長、黒澤係長、小谷木主事。
- 5、調査結果。

現在の洞爺湖芸術館は、昭和27年から旧洞爺村役場庁舎として使用していた2階建ての施設を改修し平成20年4月にリニューアルされた施設である。施設の老朽化をはじめ、所蔵作品の適切な管理や、今後の芸術館の活用方針及び運営方法等について、検討すべき課題であることから、現況と今後について調査を実施した。

その中で、それらの課題を検討するため、令和6年2月「洞爺湖芸術館あり方検討委員会設置要綱」を制定し、5月に第1回目の委員会を開催している。

これら、芸術文化の拠点整備については、平成8年度に策定された「洞爺村観光振興ビジョン」の中の「美術館ゾーン構想」を基に、旧洞爺村における「芸術・文化ゾーン」の整備のありようを構築する目的として、国際ビエンナーレの開催、日本の代表的彫刻家砂澤ビッキ氏の作品の所蔵、とうや湖ぐるっと彫刻公園の野外彫刻作品の設置などの拠点整備が進められ現在に至っている。

また、開館状況については、4月から11月まで開館し、冬季は休館となっている。運営母体は洞爺湖町教育委員会が主となり「洞爺湖芸術館友の会」の協力の下、運営され、現施設の1階では「ビッキアトリエ展示室」「文化コレクション室」「町民ギャラリー」、また、2階では「洞爺村国際彫刻ビエンナーレ展示室」「並河萬里展示室」などを観覧できる。

入館者については、直近の5年間で見ると、令和4年度が5,153人で最も多く、特別展を開催した成果と考えられる。なお、令和5年度の入館者は2,722人であり、約2,400人の減と

なっている。

これは、昨年度、特別展を立案するための専門性を有する職員が不在となったことが主な要因であるが、今年度は新たな学芸員1名が着任されたことから、秋頃をめどに開催予定の特別展の入館者数の増を期待しているところです。

また、近隣の「水の駅」を訪れる多くの方々が、芸術館にも足を運んでいただけるよう創意工夫を図りながら、さらなる入館者の増に結びつけていただくとともに、収蔵庫に保管されたままとなっている寄贈された初版本について、広く町民に開放するためのスペースの確保等、早期検討を行っていただきたい。

今回、新たに設置された「洞爺湖芸術館あり方検討委員会」については、委員の定数を確保した中で、多面的な意見をいただき、今後の芸術館の新たな出発となることを要望いたします。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第2号経済常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員会から報告の申出があります。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会の所管事務調査報告を受けることに決定いたしました。

経済常任委員長の発言を許します。

石川邦子委員長。

○経済常任委員会委員長（石川邦子君） 読み上げまして、報告いたします。

報告第2号所管事務調査報告。

令和6年6月17日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

経済常任委員会委員長、石川邦子。

本委員会は、所管事務調査のため、次のとおり委員会を開催したので、その結果を報告いたします。

記。

所管事務調査。

1、調査事項、農業研修センターの取組と現況について。

2、調査日、令和6年5月28日（火）。

- 3、出席委員、私、大屋副委員長、千葉委員、今野委員、石川諭委員、板垣委員。
- 4、説明員等、佐野洞爺総合支所長、片岸洞爺総合副支所長、農業振興課、村上課長補佐。
- 5、調査結果。

洞爺湖町農業研修センター「アグリ館・とれた」は、地域の農業振興はもとより、住民との交流を図る拠点施設として、土壌分析の実施、各種農業情報の収集と提供、農業技術の普及や情報交流のほか、農業の情報発信を行う施設として活用されており、その中でも基幹事業である土壌分析事業の内容や成果など、当センターの活動や取組について調査を実施しました。

まず、土壌分析事業の実績について、令和5年度の実績は、全体の件数で563件で令和4年度749件と比較し、186件減少となっているが、洞爺湖町内においては、令和4年度254件と比較し、271件で17件の増となっている。

次に、昨年度導入した土壌分析補助機器の2機種「オートサンプルチェンジャー」「秤量自動分注装置」については、土壌分析員の負担軽減と業務の効率化が図られ、当センターで分析できる最大件数の上限の拡大、検体測定時間の大幅な短縮、分析結果の正確性の向上が図られているなどの効果が認められている。

次に、当センターの取組については、昨年より実施している「QGIS」を活用した、ほ場（農地）のデータと土壌分析結果を管理できるシステムの構築や、クリーン農業の土台となり得る情報提供を行うための土壌マップのインターネット公開の検討、住民との交流の場としての位置づけを継続するための農園事業などが行われている。また、JAとうや湖、胆振農業改良普及センター、道立総合研究機構などの関係機関と連携し、ニンジン作況調査結果や、セルリー等の生育不良の要因を調べるためのポット試験（実証試験）などが行われ、その調査結果を生産者等へフィードバックされている。さらに、町内若手農業者を対象とした農業技術研修会を開催しており、今年度については新たな作物導入の可能性などをテーマとしての研修会が検討されている。

今後も、当センターの役割として、地域の農業振興や技術の向上、また農業経営の安定を目的とした調査研究など、これらの取組を継続して行っていただき、さらなる農業振興に寄与されるよう努めていただきたい。

○議長（大西 智君） 報告を受けましたが、確認程度の質疑などは受けたいと思いますが、ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第6、一般質問を行います。

本日は、8番、大久保議員から3番、千葉議員までの4名を予定しております。

初めに、8番、大久保議員の質問を許します。

8 番、大久保議員。

○8 番（大久保富士子君） 8 番、大久保富士子でございます。皆様、おはようございます。

今回の一般質問は、1 点目は、地域で子育てを支えるファミリーサポートセンター事業について、2 点目は、6 月より食品などの値上げラッシュ、エネルギー高騰から住民の生活を助ける物価高騰対策について、2 点をテーマに通告に従いまして順次質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

各地域で人口減少や地域経済の疲弊など、各自治体が重い課題を抱える現在、地方議会の役割は、ますます重要になってきております。そうした中、マニフェスト研究所は今年 3 月、全国の自治体の議会改革状況を調べる議会改革度調査2023年の結果を発表いたしました。同研究所の顧問で早稲田大学の教授が、議会改革は、ゴールだけではなく、地域をよくするという地方議会の役割を果たすための準備だ。議会は市長と対等な立場で自治体を代表する重要な存在といえる。改革で高めた議会の力を発揮し、地域に前向きな変化をもたらしてもらいたいと指摘され、そして、魅力的な議会をつくるには、改革とともに議員自身の成長が不可欠だと言われております。魅力的な議会をつくるには、改革とともに議員自身の成長が不可欠だとの言葉を心に受け止め、日々努めてまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

昨年12月、人口戦略会議により人口推移が発表され、洞爺湖町は消滅可能性自治体と公表されました。2020年から2050年の30年間で人口が50%減少の見込みとの報告であり、20歳から39歳の若年女性人口が減少の見込みで、出生率が低いのが一つの要因とのことであります。岸田総理は、社会全体で子供・子育て世帯を応援する機運を高めると考えを明確にしております。

洞爺湖町におきましては、子育て支援を特に充実させております。昨年10月の機構改革に伴い、子育て関連の窓口が集約され、子育て支援課が新設されました。そこで、地域で子育てを支えるファミリーサポートセンター事業の関係について質問させていただきます。

健康センターさわやかに新たに設置された子育て支援課は、未来の宝であります子供たちのための支援、サポートなど、子育てに特化した子育て支援の役割は重要かと思っております。そこで、子育て支援の役割、具体的な業務内容についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 子育て支援課の役割、具体的な業務の内容ですが、まずは、子育て支援課の役割は、妊娠期から子育て期の経済的な支援や、虐待などを含めた相談業務など、子供を取り巻く諸課題に迅速に対応する役割がございます。

具体的な業務の内容ですが、保育所や子育て支援センター、放課後児童クラブの運営のほか、子育て支援課に設置しております子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援として、相談業務のほか、虐待相談などを受ける子ども家庭総合支援拠点事業などを行っております。

また、出産祝い金や産前産後サポート事業などの給付事業のほか、保育料の無償化など、

経済的な支援も行っております。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 子育て世帯全般的な業務を行っているということを認識させていただきました。

課長の答弁にも、洞爺湖町子ども家庭総合支援拠点の事業を行っているというお話でありました。ネットで洞爺湖町、子育て支援を検索すると、このようにかわいい、洞爺湖町子ども家庭総合支援拠点というご案内が出てきました。子ども家庭総合支援拠点とは、子供や家庭に関する悩みやお困り事をサポートするところです。どなたでもご相談できます。どこに相談したらよいか分からない場合も、まずはここに相談してくださいという、そして、子育て支援センターのご案内のかわいい、分かりやすく、見やすく、明るい、そして簡単に分かるという、子育て世代の親は、ほとんどと言っていいほどスマホを活用していると思います。簡単に見られて、見た人が分かりやすい、よく工夫されているなというふうに思いました。私も住民の方にネットで洞爺湖町の子育て支援を検索したら、このようなものが出てきますよということをお伝えしていきたいなというふうに、こんなふうに思いました。

現在、課題の一つであります少子化対策として重要な支援かと思うところでございます。洞爺湖町は、経済的な子育て支援は充実していますが、地域全体での子育てを応援する体制が必要かと思っています。厳しい少子化の現状を受け、政府は、多様な子供・子育て家庭の支援と働き方と社会保障の展開についても同時進行を進めていきたいと、国は切れ目のない子育て支援を、ニーズにより様々な事業が実施されています。その中で、子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業は、国の補助金事業としてスタートして以来、サポートセンター数は年々増加し、地域の子育て支援において重要性を増しているというふうに伺っております。そこで、ファミリーサポートセンター事業の内容についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） ただいまのファミリーサポートセンター事業の内容ですが、事業の目的としまして、乳幼児や小学生の児童がいる子育て中の労働者や主婦などを会員とし、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者の連絡調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、多様なニーズへの対応を図ることを目的とするものであります。

また、援助活動の内容には、保育所などの開所前や閉所後の子供の預かり、自宅と施設間の送迎、放課後や放課後児童クラブ終了後の子供の預かり、買物の際などの子供の預かりなどがあります。

実施方法としては、アドバイザーの配置や会員の登録、保険への加入などがあり、報酬は原則会員間で決定、目安として会則で定めることができるとされてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 地域で子育てを支える活動の推進とともに、多様なニーズへの対応を図ることが目的とのことであります。

昨年6月会議にて、ファミリーサポートセンター事業実施に向けての質問をさせていただきました。担当課は、アドバイザーの配置など、お子さんを預かる体制の整備が必須であり、それらの体制が整い次第、事業の導入に向け着手してまいりたいというようなご答弁の記憶でございます。

現在、北海道では71市町村がファミリーサポートセンター事業を実施されています。昨年4月には68市町村が事業を実施されていました。北海道におきまして、本事業を実施する市町村が着実に増加をしているということでもあります。

そこで、町の進捗状況についてお伺いいたします。また、当事業に類する子育て支援の取組についてもお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 町の進捗状況でございます。

ファミリーサポートセンター事業の実施に当たりましては、これまでも説明のとおり、会員の募集、保険の問題、相互援助活動の調整役であるアドバイザーの配置など、お子さんを預かっていただける体制の整備が必須となるもので、これまで、事業の導入に向けまして、実施できる可能性のある町内の団体へ打診や問合せなど等を行ってきていますが、実施できる状況までには至っておりません。

また、今後、町としましては、町内団体に限らず、実施可能な団体や事業者の調査や、近隣自治体との共同での実施も視野に入れ、事業の導入に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、当事業に類する子育て支援の取組については、類似の事業として、冠婚葬祭時や買物等で乳幼児を保育所でお預かりする一時預かり事業というものがございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

保育所での一時預かり事業があるということと、ファミリーサポートセンター事業は、体制づくりが最も課題で、前には進まないということがよく分かりました。

最近では同居する家族が少なく、近年はお父さんの育児参加も進んでいるものの、共働き世帯で子育てをしている家庭が多いのが現実であります。また、ファミリーサポートセンター事業に対して、子育て世帯のニーズがあるのも事実であります。例えば、実施している自治体の調査をしてみるなど、具体的な取組をして、事業実施に向け、心を尽くしていただきたいと思うところでございます。

洞爺湖町は、子育て支援は充実をしておりますが、子育て世帯が安心をして子育てできる町として、経済的支援とともに、地域全体で子育ての応援ができる体制づくりに、行動力のある町長が先頭に立って取り組んでいただきたいとご提案させていただきます。

町長、考えがあれば、答弁お願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、子育て支援のファミリーサポートセンター、いわゆるファミサポの役割ということで、育児サポートの提供、そしてまた、地域ネットワークの構築、育児に関する情報提供、保護者の特にストレス軽減など、子育て家庭にとって欠かせない支援拠点であるということは認識しているところでございます。

今、議員おっしゃったように、核家族や共働き世帯の増加により、やはり家族だけで育児を完結することが難しいというのをまた承知しているところでございます。ただいま担当課長の答弁にありましたように、町内団体に限らず、実施可能な団体や事業者の調査を行ってまいりまして、そしてまた、近隣自治体との、いわゆる共同での実施も視野に、引き続き、事業の導入に向けて取組をさせていただきたいと思います。やはり洞爺湖町単体だけではなくて、地域という、もう少し目線を上に上げて俯瞰しながら進めていければなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ファミリーサポートセンターの実施に向け、心より期待しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、2点目の物価高騰対策についての質問でございます。

3月会議にも質問させていただきました。続編ということで質問をさせていただきます。

帝国データバンクによりますと、6月には610品目の商品が値上がりする見込みであり、物価高騰が長引く中で苦しむ家計の下支えとして、6月より定額減税が実施されました。そこで、定額減税の概要と、洞爺湖町の対象者数をお聞きいたします。また、定額減税の恩恵を受けられない対象者には給付の支援が実施されますが、その定額給付の概要と洞爺湖町の対象者数をお聞きいたします。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 私のほうからは、定額減税の概要と対象者数についてお答えさせていただきます。

まず、定額減税の目的でございますが、定額減税は、物価高に賃金上昇が追いついていない状況の中、生活を下支えし、手元のお金を増やすことでデフレからの脱却につなげることを目的として実施をされます。

減税につきましては、所得税と住民税で行われます。納税者本人と控除対象配偶者、扶養親族1人につきまして、所得税年額3万円、住民税で年額1万円が所得税額、住民税額からそれぞれ控除されます。減税の基となる税額につきましては、所得税は、令和6年の所得額を基に算定されます。また、住民税については、昨年、令和5年の所得額を基に算定をされます。

対象者数につきましてでございますが、減税の対象となる方は、所得税及び住民税所得割

を納税される方となっております、洞爺湖町における住民税の減税対象者数は4,770人となります。

なお、合計所得が1,805万円を超える方などは対象となりません。また、非課税の方や住民税均等割のみを納税される方も今回の減税の対象とはなっていません。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 私のほうからは、ご質問のございました定額給付金の概要につきましてご回答を申し上げます。

このたびの定額給付金につきましては、三つの区分がございますが、一つ目の新たな低所得世帯等重点支援給付金は、1世帯当たり10万円の給付で、対象世帯数は240世帯。二つ目となります新たな低所得世帯等重点支援給付金（子ども加算）、こちらの区分は、児童1人につき5万円の給付で、対象児童数は33人と見込んでいるところでございます。最後に三つ目の定額減税調整給付金についてでございますが、所得税分の控除不足額と住民税分の控除不足額等を合算いたしました調整給付額を算出したしまして給付するものでありますが、対象者数は1,900人と見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

ただいま定額給付金の説明がありましたが、新たな低所得世帯、この新たな給付について、どのような世帯が対象となっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） このたびの令和6年度の新たな低所得世帯等重点支援給付金と同給付金の子ども加算、こちらの給付の対象となります世帯の要件についてでございますが、いずれの給付金につきましても、対象となる世帯は同一の要件として定められております。

令和5年度に住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯、こちらのほうに対しまして、それぞれの給付金につきまして、さきに給付したところでございますが、令和6年度におきましては、令和5年度に既に給付の対象となりました世帯を除くものと定められているところでございます。

このようなことから、新たな給付金の対象となる世帯につきましては、令和5年度に住民税の課税世帯であったことにより令和5年度と同給付金の対象世帯とはならず、給付のできなかった世帯の方で、令和5年分の世帯収入の減少や扶養親族の増加等に伴いまして、新たに住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となる世帯の方とされているものでございます。

なお、令和5年度に同給付金の給付対象者として受給されました世帯でありまして、先ほど三つ目にご説明をさせていただきました令和6年度の定額減税調整給付金、こちらのほ

うにつきましては、対象要件を満たされます場合には給付の対象となっておりますので、ご参考までに申し添えます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 高所得者以外は昨年の給付から今年度の支援により、住民の方々は漏れなく対象になるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 今、議員のほうからご指摘といいますか、ご説明いただきました内容につきましては、お見込みのとおりでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 了解いたしました。

いよいよ9月から定額減税が実施されますと紙面に掲載された新聞もあるように、このような物価高では、定額給付金も含め、待ち望んでいた人々が多いようであります。私のところにも対象について確認などの問合せもありました。そこで、定額給付金の実施時期や周知方法などについてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 定額給付金の実施時期と周知方法についてでございますが、まず初めに、実施時期につきましては、各種給付金ともに6月下旬までに対象者への個別通知を行いますとともに、確認書を返送いただくこととしておりますが、遅くとも7月中旬、現在のところ19日をめどに考えてございますけれども、こちらを目途に1回目の対象者の登録口座へのお振込を開始する予定としていただいております。

なお、周知方法につきましては、先ほども申し上げましたとおり、対象者の方に対しては直接個別通知を行うこととしておりますが、町内回覧や町ホームページへも掲載するなどいたしまして、町民の皆様にもこのたびの各種給付金の概要につきましては広くお知らせをしてみたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） 周知とお問合せにつきましては、丁寧な対応をよろしくお願いいたします。様々な業務、改めてご苦労さまでございます。支援の仕組みが複雑で、作業も大変かと思いますが、支援に対し万全を期していただきたいと思うところでございます。

先ほどもお話ししましたが、6月より多くの品目の商品が値上げ、電気・ガス料金は抑制してきた政府補助金が6月使用分から廃止され、電気・ガス代が値上げするなど、値上げラッシュであります。国が示した定額減税及び定額給付金だけでは、家計の経済的な厳しい状況が緩和されないと思うところでございます。

国は、6月から定額減税は、賃上げが物価高に追いつくまでの家計を直接支える効果が期

待されると言われておりますが、見通しがつかないほど物価が高騰している中、低所得者の方には、これまで給付は行われていたとはいえども、経済的に厳しい状況には変わりありません。そこで、町の暮らしを守るための町独自の支援策の考え方についてお伺いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの町独自の支援策についてでございますが、議員のほうからのご指摘のとおり、当町といたしましても、このたびの国の物価高騰対策によります定額減税並びに各種定額給付につきましては、町民の家計への一助をなすものであり、必ずしも十分に緩和されるものではないと認識しているところでございます。

町といたしましては、これまで、令和5年度に限りますと低所得世帯支援対策と併せまして、町全体としての経済対策を臨時的に図る観点から、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金並びに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用いたしまして、低所得世帯支援給付金、低所得子育て世帯支援給付金、各種商品券の給付、商工業支援対策、農・漁業支援対策、公共交通事業者支援対策、介護・障害・福祉事業所支援対策など、令和5年度の歳出総額見込みでは、およそ2億700万円の事業を実施しており、国からの財源配分枠を超えて、町の一般財源も投じた中で独自の支援対策を図ってきたところでございます。

また、令和6年度では、この後、補正予算案としてご提案させていただきますが、定額減税とは別枠で、およそ1億400万円の予算をご承認いただきまして、さらなる低所得者世帯等への支援対策を図ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、財源をどのように確保しながら、地域の実情に見合う経済対策を踏まえ住民生活の支援に加え、事業者への支援も併せまして、勘案しながら対処していくことが大変重要であるものと認識しているところでございます。

今後も、先行きの不透明な状況ではございますが、国の動向を注視しながら、必要な要望等を行いますとともに、限られた財源の中でどのような経済対策が求められるのかなど、産業団体とも十分に協議をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大久保議員。

○8番（大久保富士子君） ありがとうございます。

コロナ対策から物価高騰臨時交付金を基に様々な支援を実施されたことは、私も十分に承知しております。これらの対応に追いつかない物価高騰、政府はデフレ脱却へ定額減税で消費拡大をし、確実に経済の好循環につなげたい、そして持続的な賃上げを期待しているようであります。

住民の方は、現在の物価高の生活に不安を感じております。町は、実際は経済的に厳しいと考えていることは分かります。町民の生活を守るために検討は引き続き行っていただきたいと思っております。

そこで、ご提案であります。町として、対策に対し、財源確保が厳しいとのことであれば、

小さな金額で住民への還元と事業者の手助けの一助になるような対応策で、町内の経済が循環できればよいなと思っております。このことをご指摘いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、8番、大久保議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

（午前11時00分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時15分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、2番、小林議員の質問を許します。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） それでは、日本共産党小林真奈美です。

本日も通告書に従って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、自衛隊への名簿提供について伺います。

昨年度の議会で、自衛隊への名簿提供については、令和6年度、今年度から除外申請制度を実施していくということで、今年度18歳になる町民に対して始まりました。まず、対象者への周知方法について、いつ、どのような方法で周知されたのか、お尋ねします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございます。除外申請の周知の方法でございますけれども、町の広報紙への掲載と併せまして、3月14日から4月30日までの約1か月半、町のホームページへの掲載により周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

私も3月会議後に洞爺湖町のホームページに自衛隊募集事務に関わる対象者情報の提供についてというタイトルでアップされたのも確認しました。素早い対応だったかなと思っております。

そこには、除外申請の手続の受付期間は3月14日から4月30日までとなっていました。その後、洞爺湖町で発信しているLINE等も注視していましたが、約1か月後の町の広報紙4月号と広報とうやこが町民に配付されましたが、その行政のコーナーに自衛隊募集対象者の除外申請として掲載されていたのも確認させていただきました。

そこで、4月30日で受付が終わりまりましたけれども、除外申請の状況についてお尋ねします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、問合せは数件ござ

いましたけれども、このたびのその除外申請に関する申請の件数については、今回につきましては、ございませんでした。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

問合せが数件あったということでしたけれども、除外申請をした対象者はいなかった。このことについて、町の迅速な対応でホームページに早い段階で載っていましたが、しかし、小まめに町のホームページにアクセスしていなければ見逃してしまうのかなど。私の周囲の町民に聞いても、えっ、いつ出ていたのと。ほとんどの人がホームページにアップされていたのに気づいていなかった状況がありました。

そして、4月10日以降に町民に配付された広報とうやこで知ったときは、申請の受付締切りまで約半月という期間でした。名簿提供の対象者は、今年度、4月から18歳になる町民です。4月の時点で誕生日が来て、18歳になっている町民は少ないのかなと思います。約50人ほど対象者がいると聞いていますけれども、そうすると対象者のほとんどは未成年だということになります。しかも未成年の場合、保護者などの法定代理人の申請が必要になってくるのです。そして、申請する場合は郵送か役場総務課に直接持っていくということになっています。そう考えると、この除外申請制度、対象者にとっては、かなりハードルの高い制度になっていると言わざるを得ないのかなと考えます。

また、除外申請受付期間ですが、洞爺湖町は3月中旬から4月末までの約1か月間、1か月半ですが、これは洞爺湖町のホームページを見ないと分からない。広報とうやこに載るのは4月10日以降ですから、それから除外申請までは半月ほどしかないということになります。

それで、この名簿提供しているほかの自治体を調べてみましたら、2か月以上の期間を設けている自治体もありました。今後の改善策として、対象者、そしてその保護者も含めて、確実に除外申請制度が周知される方策をお願いします。対象者全員それぞれに提供の内容和返信用封筒を含む申請用紙を郵送するなどの周知方法の改善、それから、除外申請受付期間の延長も要望します。

そもそも、憲法第98条1項には、この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しないとあります。今回の名簿提供は、この憲法に照らし合わせてどうなのでしょうかということになります。

次に、質問なのですが、通告書では4番目になっていますが、質問順番を入れ替えて、先に名簿提出の法的根拠についての質問を行わせてください。

プライバシー権は憲法13条によって保障される重要な権利です。四つの情報が閲覧から提供に切り替わったきっかけは、2021年の防衛省と総務省の通知です。

そこで、名簿提供の法的根拠についてお尋ねします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君）　ただいまのご質問の件でございますけれども、自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項に規定されている法定受託事務がございます。自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対しまして必要な報告または資料の提出を求めることができるとされておりまして、この規定に基づき名簿を提供しているという認識であります。

以上です。

○議長（大西　智君）　小林議員。

○2番（小林真奈美君）　ありがとうございます。

今その法的根拠といいますか、答弁していただいたのですが、自衛官の家族の方々の人権を守るために活動している弁護士が集まっています。例えばハラスメントとか、それから自衛隊内での事故とかけがに対する、そういうことに対して取り組んでいる弁護士の集まりで、自衛官の人権弁護団という名前がついていますが、そのメンバーである法律の専門家であると思うのですね、弁護士。これによれば、通知というのは、提供ができるとしただけで、応じる義務はないということです。そもそも2006年に改正された住民基本台帳法は、原則非公開となって、提供を認めていません。先ほどありました自衛隊法、これも提供を想定していないということなのです。法的根拠がないことは明らかだと、この法律の専門家も言っています。

また、先ほど答弁にもありました、施行令にいたっては、これは行政機関である内閣だけで制定できるので、国会が制定する法令とはいえないということです。防衛省、総務省は、法令に基づく場合として提供してよいとの通知についても、法的根拠がその通知の中には示されていません。

さらに、除外申請制度もです。申請者の思想をさらしてしまうリスクがあると言わざるを得ません。

今年3月、奈良市在住の18歳の市民が、奈良市と国に対して自衛隊名簿提供違憲訴訟を起こしました。訴訟の中で問題の所在として5点挙げられています。私も取り寄せて、内容を見させてもらいました。

ぜひ、このことを洞爺湖町でも考えていただきたいのですけれども、まず1点目は、個人情報をも目的外に第三者に提供された対象者は、自立的判断が十分できず、要保護性の高い未成年者であった。

2点目、今回の個人情報の提供は、人生にとって極めて重要な意味を持つ、職業選択に関わる就職勧誘目的であったということ。

3点目、さらに、発足当初からその合憲性が議論されてきた自衛隊について何の説明もないうちに個人情報提供されたということ。

4点目、それにもかかわらず、本人はもとより親権者に対しても何らの通知もなく、目的を示した上での同意を取る手続も取られず、個人情報が提供された。

5点目、しかも被告の奈良市は、何らの法的根拠もないままに今示した、今言いました4点を乗り越えて個人情報を提供したということが、その中に問題の所在として挙げられていました。

洞爺湖町は、町民の人権を守ること、これを一番の優先にして、名簿提供に関しては慎重に取り扱ってほしいと強く要望しますが、自衛隊への名簿提供は一旦立ち止まって、閲覧にすることが私は必要と考えます。この名簿提供を閲覧に戻すことは考えているか、お尋ねします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 総じて個人情報の関係をどのように考えているのかというご質問だと思いますけれども、名簿対象者情報につきましては、改めまして関係法令に基づき適切に管理されている、また、保存期間は1年未満とし、経過後は破棄することなど、適切に管理されているということを認識してございます。これらを鑑みまして、これまでどおり紙媒体による情報提供により対応することとしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

これに沿ってということなのですが、そこについては私も疑問を呈したいと思うのですが、名簿を提供している自治体の中には、住民への周知や除外申請の手続など課題が多く、情報提供に対する様々な意見もあることから、名簿提供自体を当面中止し、従来の閲覧方式に戻した自治体も実は出てきているのです。そのことについて、そのことも踏まえて、下道町長に今の質問の1番から4番までについて、考えをお尋ねします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、小林議員のほうからございました自衛隊の名簿提供についてでございます。

課長とも答弁重複いたしますが、やはりこの自衛官等募集事務につきましては、市町村の法定受託事務と定められているところでございます。自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定されておりますし、また、その中で自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料を求めることができると規定されているところでございます。

また、個人情報保護法との関係につきまして、先ほど議員からも言及がございましたが、改正個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除きまして、個人情報の提供を制限しておりますけれども、本件につきましては、法令、自衛隊法施行令第120条に基づき提供するものであり、法に基づく適正な情報提供と認識しているところでございます。

提供に当たっては、ご本人の同意は必要とはされていないというところでございます。5

月下旬に、ちょうど第7師団創立60周年、自衛隊自体はちょうど今年で70年の発足になりますけれども、第7師団は千歳にございますが、行事に参加させていただきました。これは大西議長とも参加をさせていただき、特にこの事業の中では、行事の中で、第7師団の第71戦車連隊というのは、ちょうど胆振と日高のほうをカバーしているところでございます。その式典に胆振日高の首長、議長が参加をさせていただき、演習の観閲に参加をさせていただいたところでございます。特に第71戦車連隊がちょうど観閲で行進していくときに、室蘭の青山市長、また登別の小笠原市長をはじめ、西胆振の伊達市の堀井市長、そしてまた私、壮瞥町の田鍋町長等も出て、やはり起立をいたしまして、手を振って激励をさせていただいたところでございます。改めて、災害時には彼らがこの地域を支援してくれると、頼もしい思いをしているところでございます。自衛隊の存在は、噴火災害を経験した本洞爺湖町におきまして、地域の維持に必要不可欠な存在だと、改めてこの式典の中で感じたところでございます。

以前、小林議員も災害訓練をご視察されたと思います。災害発生時、自衛隊は災害本部の重要なカウンターパートでございます。私どもは様々な自衛隊の行事や訓練視察を通じて交流を深めております。町のイベントにもご招待をし、今月の産業まつりにも、コロナ明けということで招待をさせていただきました。

災害は日頃の備えが大事であると。そしてまた、これからまた、防災、減災について一般質問があらうかと思いますが、2000年噴火から、はや24年が経過したところでございます。そういった観点から、顔の見える関係として、町といたしましては自衛官募集事務に係る対象者情報の提供につきましては、今後におきましても継続していくことにしております。

被災地支援など、極めて公共性の高い重要な任務を持つ自衛官であります。ぜひ地域の安心安全のためにも、このたびの洞爺湖町における様々な施策、情報提供についてもご理解とご協力をお願い申し上げるところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

今の私の質問については、自衛隊がどうだということを言っているのではなくて、本当に個人情報、町民の個人情報をなぜ、ほかの公務員の募集なんかもあると思いますが、それと違ってなぜ自衛隊だけが特別なのかなというふうに思っています。同じように町民の個人情報を守る観点から、同じように対応していただいていいのではないかなというふうに思っています。

ぜひ先ほど要望しました除外申請制度についても、ぜひ改善を改めてお願いして、最初の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次の大きな項目、子供から高齢者まで誰もが幸せを感じるまちづくりについてに関しまして、質問に入りたいと思います。

今年度の下道町長の町政執行方針の中で、選挙公約に掲げたビジョン、子供から高齢者ま

で誰もが幸せを感じるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んできたと述べていました。そして、3年目となる令和6年度も初心を忘れず、子供から高齢者まで、誰もが幸せを感じるまちづくりに向け、真に支援を必要とする方へのサポートも充実させるなど、誰もが、いつまでも住みたい、住み続けたいまちを実現するために全力を注いでいく所存であるというふうにも述べていました。

そこで、誰もが幸せを感じるまちづくりの「誰もが」の中には、もちろん、性的マイノリティーも含まれるのは当然のことと考えています。そこで、LGBTQ、性的マイノリティーに対する町の考えについて伺わせていただきたいのですが、パートナーシップ、等つけます、いろいろな名前もありますので。パートナーシップ制度等には、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

例えば、病院で家族と同様の扱いを受けられる、公営住宅への入居に家族として入居可能、生命保険の受取りにパートナーを指定することができる、あとは民間の家族割など、これを使用できるという具体的な例があります。

日本では2015年に東京都渋谷区と世田谷区で始まりました。それから今、9年たって、パートナーシップ制度は、今人口の85%を占める地域に広がっています。調べたところによると、北海道でも26市町村に広がっていました。胆振では苫小牧市と室蘭市が導入しています。そして、導入したほとんどの市町で、連携協定が結ばれています。転出先でも継続して、元の自治体が交付した事業所等を使用することができるようになっているということなのです。

そこで、最初の質問です。洞爺湖町でのパートナーシップ制度等の導入についての考えをお尋ねします。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） LGBTQ、性的マイノリティーにつきましては、令和4年度に策定された男女共同参画の施策の1項目として記載をしております。この中では、性的マイノリティーであることを理由とする偏見や差別などをなくし、性の多様性に配慮し、適切な対応を行うことができるよう、町民の理解を深める取組を推進していくこととしており、それぞれの部署で取り組むこととしております。

パートナーシップ制度につきましては、多様な生き方の承認や誰もが安心して暮らせる社会の形成など、男女共同参画という目的を実現するための手段の一つと捉えておりますが、まずはこの制度も含めて、性的マイノリティーに対する理解を深めていくことが先決であると考えております。

そこで今年度は、男女共同参画に関するアンケートを実施する予定であり、その中に性的マイノリティーの項目を含め、町民の方々の意識を把握して、パートナーシップ制度の導入については、その上で改めて考えてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

性的マイノリティーに対して理解を深めていくということと、それから、アンケートを実施して、町民の意識も把握しながら今後進めていくということでした。ぜひそれを積極的に進めていただきたいと思うのですが、3月にも犯罪被害者遺族への国の給付金、これをめぐって最高裁が同性パートナーの遺族を認めるという判断をしました。

それから、先日新聞に掲載された記事には、長崎県の大村市、この市も何か最近人口が増えている市らしいのですけれども、このパートナーシップ制度を導入しているのですが、同性カップルの住民票に、世帯主と同居するパートナーの続き柄欄がありますよね。そこに、事実婚カップルに使われる「夫（未届）」と記載されたことが明らかになったと新聞に載っていました。

住民票の続き柄欄で使う「夫（未届）」「妻（未届）」というのは、同一世帯の事実婚カップルに適用される表記で、婚姻届を出していない事実婚のカップルは、住民台帳事務処理要領で、法律上の夫婦ではないが、準婚、婚姻に準ずるとして、各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けているので、そう記載すると定められているのです。

残念ながら国は同性婚を認めていません。その下で、自治体が公的書類で男女のカップルと同様の記載を認めた意義というのは非常に大きいと、性的マイノリティーの権利保障の前進だというふうに私も思いました。

性的マイノリティーには様々な形があります。誰もが性的指向・性自認にかかわらず利用可能にした制度や、パートナーの子供もいる場合がありますけれども、子供も家族とみなすファミリーシップ制度など、より多様な性の形に応える制度が増えてきている中、ぜひ洞爺湖町でも、これからいろいろ検討していくという話でしたけれども、パートナーシップ制度等の導入を進めることを本当に心から要望したいと思います。よろしくお願いします。

次に、小中学校も含めた公共施設の性的マイノリティーへの対応状況についてお尋ねしたいと思います。

公共施設、多目的トイレ、更衣室等いろいろ使う場面がありますけれども、この配慮の状況についてお伺いします。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの質問の件でございます。

公共施設への配慮の関係でございますけれども、議員ご承知かと思えますけれども、令和5年6月に関係の法令が施行されておりまして、地方公共団体の役割としましては、国との連携を図りつつ実施に努めるとされてございますけれども、公共施設にございますLGBTQへの配慮につきましては、ご本人の意思を尊重した対応が望ましいとされてございますけれども、その一方で、他の利用者への配慮も必要とされてございます。

公共施設におきますトイレや更衣室の配慮の状況につきましては、現在、トイレにつきましては多目的トイレがございますけれども、それ以外に、例えば更衣室も含めまして、改修

に多額の費用を要するということから、今後、例えば対象者への配慮を含めた改修につきましては、現状では難しいものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

2020年の電通ダイバーシティ・ラボというところで調査した数値によると、日本には約8.9%の性的マイノリティーに属する人がいると言われています。例えば学校の中で考えますと、40人のクラスがあれば、三、四人がその性的マイノリティーに当たるということになります。

別のところでは、左利きの割合と同じぐらいの割合になると、そういうふうに書かれていたものもありましたけれども、結構少なくない、私は数字だと思います。今回、施設に限定した質問だったのですが、以前、投票所のことについても聞いたことがあります、窓口業務や相談サービスにおける配慮、対応、それから、福祉サービスにおける配慮、対応、それから、災害時における配慮、対応なども今後必要になってくるのではないかなと思います。

このことも踏まえて、理解促進に当たるという社会教育課長の答弁もありましたけれども、ぜひ役場職員の研修の機会を積極的に設けることも必要でしょうし、また、災害時等における配慮として、性的マイノリティーへの配慮を想定した防災計画の見直しとか、避難所運営マニュアル作成の際には、専門的知識を持つ団体や当事者の意見を聞くということをぜひ行ってほしいと思います。

今の質問の1番目と2番目について、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま小林議員のほうからございましたけれども、課長の答弁とも重複するところはありますけれども、今やはり自治体としては、このLGBTQの人々が平等に安心して暮らせる社会を実現するために、やはり差別の防止や啓発活動、そしてまた法制度の整備など、やはり多角的な対応を進める必要があろうかと思います。将来的には、全ての人が尊重されて、多様性を受け入れられる社会を目指し、包括的な支援と教育を推進することが求められると思っております。

また、あるべき将来の姿としては、やはり今、言及されましたが、平等な医療福祉サービス、そしてまた具体的には、トランスジェンダーの方々に対する医療サービスの充実、それと、多様性を尊重するような、教育環境での子供たちが多様性を尊重する心を育む教育ですとか、また、今ございましたように、職場環境の整備として、やはりマイノリティーに配慮した福利厚生制度の導入、ハラスメント防止策の強化というのは大事だと思いますし、このLGBTQ、ちょうど左利きと大体同じだと。私も左利きなので非常に、ペン以外は全て左になったものですから、そういう面では非常に、今聞いていて、同じ割合の、一緒なのかなと思っていたところでございます。

本町におきましては、先ほどの繰り返しになりますが、令和4年度に策定されました洞爺

湖町男女共同参画計画の中に性的マイノリティーに対して記載をさせていただきました。本計画は多岐にわたるため、役場内でも各課また横断的に施策に取り組んでいるところがございます。またこれも地域ぐるみの支援体制がまだ十分整っていないのが現状でございますので、まずは差別や偏見を防ぐため、人権尊重の観点から、広報活動や、今お話がありましたような講演会の開催などを通じて、平等に扱われる社会の醸成に努めさせていただきたいと思いをします。

さらには、パートナーシップ制度についても、関係課の課長の答弁にありましたように、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

私も左利きです。

それで、各課横断的に、町民の理解も本当に進めていかなければならないと思います。町民はもちろんですけども、観光資源豊富な洞爺湖町において、日本各地から、そして世界各地から様々な方が来られます。洞爺湖町の魅力を体感するとともに、多様な人たちにも優しいまちづくりで、まちづくりの一環としてもぜひ取り組んでいただきたいと思います。本当にパートナーシップ制度等の導入、公共機関への配慮のさらなる充実に向けてお願いをしたいと思いをします。

多分ここで切られると思うので、先ほども言いましたように、こういう性的マイノリティーに対する理解というのはやっぱり教育もとても大事なことでありますので、これについては午後から質問させていただきたいと思いをします。

○議長（大西 智君） 小林議員の質問の途中なのですが、ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（午前 11時 52分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時 00分）

○議長（大西 智君） 午前に引き続き、一般質問を続けたいと思いをします。

午前中、2番、小林議員の件名でいきますと2番目、質問要旨でいくと②番まで終わっているかと思いをしますので、③番目の質問から続けていただきたいと思います。

小林議員。

○2番（小林真奈美君） 午前に引き続きお願いします。

次に質問するのは、小中学校での包括的性教育に関わって伺います。

包括的性教育というのは、人権とジェンダー平等の立場で、互いの性を尊重する人間関係を目指すものです。具体的な内容については、2009年にユネスコが中心になってまとめて、

2018年に改訂された国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中に示されています。

その中には、人間関係、ジェンダーの理解、暴力と安全確保、健康と幸福のためのスキルなど八つの柱があり、年齢層に区分して学習内容が掲げられています。学びの成長や発達に沿って創意工夫しながら取り組み、子供の自己肯定感や探究心を育むことも目指しています。

それで、小中学校において、包括的性教育についてどのような性教育が行われているか、お尋ねします。

○議長（大西 智君） 山本教育指導参与。

○教育指導参与（山本恵一郎君） 町内の小中学校での包括的性教育についてでございますが、各学校における性教育の具体的な学習内容は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、保健体育科や特別活動を始め、学校教育活動全体を通じて指導しているところであります。

具体的には、小学校においては、体育科の保健領域で、思春期に表れる変化と体の発育や発達について、特別活動においては、心身の発育、発達、異性の友達、異性の悩みや関心について、理科では、人の誕生などについて取り扱われております。

中学校においては、保健体育課で、心身の機能と発達、性感染症の予防、特別活動においては、男女相互の理解と協力、思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応など、いずれも学習指導要領に基づき、関連する学習を行っております。

子供たちに命の貴さやすばらしさ、道徳教育も含め、自分や相手を尊重し、大事にすること、一人一人が大切な存在であることを伝えるための教育を充実させるなど、学校教育活動全体を通じて、また、発達段階を踏まえて指導することが重要であると認識しております。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

小学校、中学校でも保健の中とか教科書の中でもあって、先ほど私はお昼休みに教科書展示のほうを見てきたのですけれども、やっぱり中学校の保健体育の中身についても、このような内容になっているんだなということで見えましたし、今の答えにあったように、やっぱり学校教育全般を通して、子供たちにもうそのただ単なる男女の体の違いとか、そういうことだけではなくて、相手を尊重するとか、その人権に関わる教育というのが含まれてやっていくのが必要だと思っています。

昨年でしたか、芸能事務所の創設者が半世紀にわたり数百人に及ぶ子供への性加害が行われていたと、本当に極めて深刻な子供への性暴力が明るみに出ました。また、受験生を狙った痴漢犯罪についても社会問題にもなりました。内閣府男女共同参画局が昨年公表した、こども・若者の性被害に関する状況等についての調査によると、16歳から24歳の4人に1人以上が何らかの性暴力被害を受けているとの結果でした。

また、性交を伴う被害に遭った人のうち、最初の被害年齢は中学生以下が24%と深刻な結果が出ていました。子供への性暴力は、被害を受けても、それが被害だとは分からないことが多いというのが特徴です。

今国会では、こども性暴力防止法案が提出され、審議されています。この審議の中で意見陳述をした大学教授がこういうことを述べていました。

予防を抜きに性暴力の問題は対応できません。包括的性教育という世界のスタンダードを踏まえながら、子供や教職員に性暴力という問題は何なのか、議論の場を設定することが大事です。文科省が取り組んでいる命の安全教育の最大の問題は、体の学習をしないまま進めていることです。非暴力を貫いて生きる知識、態度、スキル、性的同意や人間関係のリスクを子供たちが包括的に学ぶことを保障しなければなりません。そう述べられていました。

子供たちを性暴力の被害者にも加害者にもさせないためにも、また、中学生ぐらいになると、自分の性について悩む子たちも第二次性徴の中で出てきます。一体自分は何なのだろうと、そういう部分でもこの包括的性教育というのは、先ほど自己肯定感を高めるという話をしましたが、自分は自分でいいのだと子供たちに、認める、思えるような、そういう教育、人権とかジェンダー教育としての性教育の取組が急がれるのではないかと思います。

自らの人権と健康を守る上で、体と性を学ぶ包括的性教育の推進は、子供の権利を保障するための土台にもなると思います。洞爺湖町での包括的性教育の取組の推進を強く求めるものです。教育長からは、次の虻田中学校の移転についての回答の際にも、これについてのお考えをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

最後の件名になります。虻田中学校の移転について伺います。

昨年度末に、教育委員会が学校給食センターの統合時期の見送り及び虻田中学校の校舎移転に関わる説明会を開催し、私もそこに出席しました。教育委員会の考え方として、生徒の安心安全な教育環境の確保と早期の小中一貫教育を目指すため、令和8年度を目途に、虻田中学校の校舎を虻田小学校の校舎に移転する予定との説明がありました。また、そこまで至った経過と、それから幾つかの課題についても説明がありました。

今回の質問では、虻田中学校の移転によって、虻田小学校の校舎の改修の必要性が課題の一つになっていると説明もありましたので、このことについて、今の段階で具体的なことが明らかになっているかはちょっと分からない中なのですけれども、2点お聞きしたいと思います。

まず、施設のバリアフリー化についてどのような計画になっているか。

二つ目は、施設の断熱化についてどのような計画になっているか、お尋ねします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） それでは、私のほうから、虻田中学校が虻田小学校へ移転する際に、施設のバリアフリー化についてのご質問をまず最初にお答えさせていただきます。

虻田中学校の校舎移転に関しましては、校舎が著しく老朽化しており、生徒の安心安全が確保できる適切な教育環境の整備が早急に必要であると認識しております。

これまで、虻田高校校舎の活用など、様々な検討を重ねてまいりましたが、このたび、虻田小学校の余裕教室等を活用することで方向性を定め、校舎移転へ向けての地域協議会において課題を整理、解決し、子供たちにとって安心安全で快適な教育環境を一日でも早く整え

てまいりたいと考えております。

今回の移転に合わせました改修時に、バリアフリー化の改修工事を実施することが望ましいことは承知しておりますが、現在、教育行政審議会において、町内の学校も含めた様々な教育施設の在り方について諮問しているところでもありますことから、今後、教育行政審議会より示された答申を基に、望ましい教育施設の在り方を検討するとともに、町全体のバランスを考え、バリアフリー化についても今後検討していく必要があると考えております。

続きまして、施設の断熱化についてというご質問にお答えさせていただきます。

虻田中学校が虻田小学校へ移転する際に、虻田小学校体育館の断熱化についてお答えさせていただきます。体育館につきましては、児童生徒が体育の授業や部活動に使用するほか、災害発生時において、避難所としても利用される施設であり、空調設備の必要性については認識しているところでございます。

しかしながら、体育館に空調設備を整備するためには、効率的な冷暖房を行うために必要となる施設の断熱性能の確保や電気容量の増設、ランニングコストを考慮した効果的な空調設備の運用のためのルールづくり等、様々な課題がございます。

道内の公立学校における空調設備の整備状況につきましては、令和4年度の国の調査によりますと、体育館等については、小中学校で2.3%、高等学校で0.4%、特別支援学校が2.2%となっております。

整備が進んでいない主な要因といたしましては、本道は、他県等との比較において、これまで夏場の平均気温が低かったことなどから、限られた予算の中で、ほかの施設整備を優先してきたことによるものと考えております。

なお、屋内運動場へのエアコン等の空調設備の設置につきましては、運動場に断熱性があることを要件として、令和7年度までの期間、対象工事費用の2分の1を補助するという国の事業がございますが、断熱工事に加えて、床面積、天井の高い、広い空間を対象とすることから、大きな予算を要するものとなることが想定されます。

現在、町の学校も含めた様々な教育施設の在り方については、教育行政審議会においてご審議をいただいておりますことから、今後、示される答申を基に、体育館の断熱化についても、望ましい教育施設の在り方を検討する際の一つの視点として、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

地域協議会とか教育審議会などで、今後、意見をまとめながら進めていくということですが、やっぱり財源のことになると大変厳しいのかなと。こうなると、虻田中学校が虻田小学校に移転するに当たっての改修は、本当に何か必要最低限の改修になってしまうのではないかなというふうに、今の回答を聞いてちょっと私なりに思ったのですが、それで本当に虻田小学校と虻田中学校に通学する子供たちにとって学習環境が保障されるのかなと。

さっき断熱化の空調設備についても、いろいろな条件はある中で、国から2分の1の補助とかがありますが、これもハードルが高いのかもしれませんが、国からの学校施設環境改善交付金なども、何か幾つかの項目に分かれてあるのですが、こういう交付金等の活用等もぜひ考えながら進めていただきたいなというふうに思いました。

学校施設は、洞爺湖町の未来を担う児童生徒の基礎学力を身につける学びの場ではありません。日常生活の多くの時間を子供たちは過ごす生活の場でもあります。そして、地域住民にとってはなのですけれども、地域活動の場にもなるのかなと。非常時や災害時には避難所としての役割を果たす、本当に学校は重要な施設でもあります。そのためにも安心安全に学校施設を利用できるようにすることが必要だと考えます。ぜひこのことも踏まえて計画を立てていただきたい。

また、これから具体的な計画が提示されるのだと思いますが、私も今後も注視していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

説明会では、子供たちの意見を聞くためにアンケートなどを取ることを考えているとの説明がありました。小中学生の意見表明の機会について、今回の虻田中学校の移転についてどのように取り組む計画になっているのか。お尋ねします。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 小中学生の意見表明の機会についてのご質問でございますが、虻田中学校の校舎移転に向けて立ち上げました洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会の第1回を5月29日に開催いたしました。今後、協議を進めていく上で、児童生徒、保護者から校舎移転に関わって、期待や懸念される点などを洗い出し、その後の地域協議会において具体的に検討を進めていくため、現在、アンケート調査を実施しているところでございます。

対象は、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校の3年生から6年生の児童、虻田中学校の全ての生徒、虻田小学校、温泉小学校、虻田中学校の保護者及び次年度以降虻田小学校、洞爺湖温泉小学校に就学が見込まれる4歳児、5歳児の保護者へ、6月21日までの期限とし、また、内容といたしましては、校舎移転に係る期待、校舎移転に関する不安、心配な点などについて、記述式の回答としております。

今後、アンケート調査の結果を踏まえ、次回7月上旬開催予定の地域協議会において、さらなる協議、検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） 説明会を受けて、今アンケートを実施中だということで、今後、そういう取りまとめられたものが公開されるかと思うのですが、ぜひそういう中で出てきたいろいろな意見や要望、それから何か不安感などもあると思いますけれども、解消していく方向、取り入れる方向で考えていただきたいなと。ぜひお願いします。

子供たちや町民にもぜひ公開して、丁寧に計画を進めていってほしい。丁寧にといっても、

再来年からの実施になるので、本当にあと1年半ほどしかないのですけれども、もう大変かと思えますけれども、ぜひ洞爺湖町の子供たちのため、今後の未来を担う子供たちのためにぜひ前向きに考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは最後、教育長に、小中学校での包括的性教育、それから虻田中学校の移転に関することについて伺います。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま小林議員からご質問ございましたことについてお答えをさせていただきます。

まず、小中学校における包括的性教育についてでございます。

学校教育における性教育については、自らの心身の成長や異性の理解といった内容が、体育、保健体育科や社会科、理科、技術・家庭科、特別活動、特別の教科道徳等で指導されております。これに加えて性暴力やデートDVといった問題も含めた命の安全教育や性的マイノリティーに対する正しい理解と人権意識を醸成する取組が進められております。

特に性同一性障害や性的指向・性自認といった性的多様性について、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けたり、性的指向などを理由とする差別的な扱いを受けたりする中で、とりわけ学校においては、このことをもっていじめの対象となるようなことがあっては決してならないことであり、性的マイノリティーに関する正しい理解と日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切であるというふうに認識しております。

また、令和4年12月に文部科学省から、生徒指導に関する学校、それから教職員向けの基本書として発行されました生徒指導提要におきましては、性に関する課題として性的マイノリティーに関する課題と対応が示されております。

その中において、性的マイノリティーに関する理解と学校における対応が5点示されております。

一つ、学級・ホームルームにおいては、いかなる理由であつてもいじめや差別を許さない。適切な生徒指導、人権教育等が支援の土台となっており、教職員は悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めること。

二つ、性的マイノリティーとされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておくこと。

三つ、当該児童生徒の支援に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の理解を得る働きかけをしつつ、その意向を踏まえた対応に努めること。

四つ、性的マイノリティーとされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること。

五つ、指導要録の記載に当たっては、学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合には、戸籍を確認した上で当該者が不利益を被らないように適切に対応すること。この5点でございます。

その他、学校医やスクールカウンセラーを講師とした性の多様性に関する研修の実施や医療機関との相談・連携によって助言を受けるなど、画一的な指導に陥ることなく、個別の事案における本人や家庭の状況などに応じた取組を進めていくことも大切であると認識しておりますので、各学校において適切な指導や支援等が行われるよう、校長会と連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、虻田中学校の移転についてでございます。

議員ご承知のとおり、虻田中学校は昭和41年に建築され、現在58年が経過しており、老朽化が著しく進んでいる状況です。現状において、耐震化や必要な修繕等はその都度行っておりますので、今すぐに壊れてしまうような重大な危険性はございませんが、子供たちのために、安心安全で、なおかつ魅力ある教育環境を整備する必要があるとの考えから、これまでも虻田高校の校舎を活用できないだろうかといった検討も進められてきた経緯がございます。

このような中、一昨年、虻田地区、洞爺湖温泉地区、洞爺地区において実施した地域別教育懇談会のアンケートで、1、虻田高校校舎内に移転する、2、虻田高校を町立に移管して、中高で校舎を活用する。3、虻田小学校校舎を改修し、小中一貫教育も視野に入れながら、合築校舎とするという三つの案をお示ししましたところ、3の虻田小学校を改修し、小中一貫教育も視野に入れながら合築校舎すると回答された方が全体の8割を占めたことなどから、生徒の安全安心な教育環境の整備と併せて小中一貫教育の導入を目指し、虻田中学校を虻田小学校校舎内へ移転する方向性を持ったところでございます。

そこで、昨年12月と本年2月の2回、虻田小学校の余裕教室を活用する形で、虻田中学校を虻田小学校の中に移転するという事について、虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校の関係の皆様、そして学校が設置されている二つの自治会の皆様にお集まりいただき、検討いたしました。

その話し合いの中では、幾つかの課題はあるものの、洞爺湖町の未来を託す子供たちが笑顔で伸び伸びと学ぶことができるように、安心安全な教育環境を整えていくことについてご賛同をいただき、その後、虻田地区、洞爺地区において、計3回、保護者や地域の方々、また、児童生徒も含めた説明会を実施いたしました。説明会においても、幾つかの心配な点や課題についてのご指摘をいただきましたが、移転そのものについてはおおむねご理解をいただけたものと感じております。

このようなことから、先ほどの答弁と重なりますが、洞爺湖町立虻田中学校校舎移転に係る地域協議会を立ち上げ、アンケート調査を実施し、子供たちや保護者の声を大切にしながら、虻田中学校の校舎移転に関わっての心配や課題を整理、解決し、安心安全で快適な教育環境を一日も早く整えてまいりたいと考えているところでございます。

校舎の移転に関わって議員からご質問がございました校舎施設のバリアフリー化につきましては、様々な配慮が必要な方々への合理的配慮という面からも大切な対応であるというふうに考えております。また、体育館などの断熱化につきましても、校舎施設の見直しを進めていく際の一つの視点であると思っております。

ただ、先ほどの答弁との繰り返しになりますけれども町内の様々な教育施設の在り方については、現在、教育行政審議会でご審議いただいているところでございますので、その答申を基に、全体的かつ総合的な観点から検討していくことが大切であるというふうに考えております。

最後に、小中学生の意見表明の機会についてでございますが、国においては、こども基本法の理念に基づき、こども家庭庁が作成した、こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン、この趣旨を踏まえ、当事者の意見や考えを聴取するとともに、意見等を反映させていくことは、子供にとっての自己有用感や社会の一員としての主体性を高めることにもつながり、よりよい社会づくりや地域社会への愛着を育む上でも大切なことであるというふう認識しております。

このたびの虻田中学校の校舎移転に関わっては、こうした趣旨も踏まえながら、子供たち、それから保護者の声を大切にするためにアンケート調査を実施しているところでございます。今後、いただきました意見やお考えを地域協議会等において十分にご協議いただき、課題を整理、解決しながら移転に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

本当に、再来年ですか、虻田中学校の子供たちが虻田小学校の校舎に入ることになり、温泉小学校の子供たちも卒業生も、この虻田小学校の校舎に来て、共に学ぶ場であると思いますので、本当に子供たちが、ああ、よかったと思えるような、そういう環境になってほしいなというふうに思いますし、また、地域の方にとっても、この虻田地区の中心に位置する、どういう名前になるかは分からないのですけれども、その校舎が、やはりその地域にとっても大事な場だと思しますので、また、避難場所になりますので、避難したけれども、真冬、床が冷たくて大変だとか、具合が悪くなるとか、夏場、暑くて、とても避難できないとか、そういうことにならないような対応をぜひ取っていただければなと思いますし、また、この教育委員会だけではあれなので、本当に下道町長にも教育に関わる予算についてもぜひ考えていただいて、子供たちの未来のために頑張っていただきたいなということを最後に申し上げて、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西 智君） これで、2番、小林議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開を午後1時50分いたします。

（午後 1時33分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時50分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、7番、大屋議員の質問を許します。

7番、大屋議員。

○7番（大屋 治君） 7番、大屋でございます。

ただいまから通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

私の質問は、子供から高齢者まで、住んでいてよかったと思える減災・防災の町を目指してと題しまして質問させていただきます。

まず1番目、減災・防災について質問します。

2018年9月6日午前3時7分頃発生胆振東部地震で、2日間にわたって国内初のブラックアウトが発生しました。電話回線にも不具合が生じ、電力系統に大きなダメージを受けました。本年元旦早々、能登半島での地震が発生し、いまだに帰宅できない方々がたくさんおられます。本当にお気の毒なことだと存じます。一日も早い復興を願うところであります。

当町は、有珠山噴火が2000年にあり、それからもう既に24年が経過し、噴火は過去の事例を鑑みて、いつ起こっても不思議ではありません。有珠山周辺地域強靱化計画で噴火災害に備えていますが、どこまで備えたら安心安全なのか、答えはないと存じます。

道の2022年7月発表の日本海溝・千島海溝沿いでのマグニチュード9クラスの巨大地震が起きた場合、大きな津波災害を受ける市町村に当町も入っております。特に冬の夜間に発生すると被害が大きくなると示されています。津波ハザードマップを作成し、配付を行い、地域住民の皆様には注意喚起を行っております。

災害は有珠山噴火や津波ばかりでなく、2028年までに、もう既に始まっていますけれども、2023年以上の異常猛暑になると言われています。その猛暑もブラックアウトのリスクになることを考慮に入れる必要があると存じます。

そこでお伺いいたします。防災・減災対策本部になる役場庁舎の発電設備はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

現在、役場庁舎の自家発電設備につきましては、重油を燃料とする発電機本体を庁舎1階部分の建物内に、燃料地下タンクを1階部分の屋外に設置をしております。平成30年に胆振東部地震によりブラックアウトが発生した際におきましても、自家発電設備が問題なく稼働しており、停電への対応が可能となっております。

津波災害時の浸水の可能性でございますけれども、庁舎1階部分は、2022年に北海道が発表した津波浸水想定区域内となっており、想定される最大規模の津波が発生した場合には浸水することが見込まれます。

津波による浸水によりまして自家発電設備が使用できない場合につきましては、移動式の発電機や延長コードを応急的に使用しまして、可能な限り災害対策本部の機能を維持することとしてございますが、仮に電力が確保できない場合につきましては、地域防災計画や業務継続計画におきまして洞爺総合支所を代替施設としまして、災害対策本部を設置することを

規定してございます。災害対策本部や行政機能が失われることがないように対応することとしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 今の通常の有珠山噴火だとかブラックアウトだとか、そういう形での災害に対しては十分機能すると思いますけれども、それ以外に津波が発生したときに、2022年に道が発表しました津波災害区域の中には当然当町も入っておりますし、そのとき発生するであろう津波の大きさからいいますと、安全なのかどうかというのをちょっと確認したかったのですが。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 重複の答弁になりますけれども、地域防災計画、それと業務継続計画がございますので、洞爺総合支所を代替施設としまして災害対策本部、行政機能が失われることがないように対応することとしてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ということはすなわち、津波が発生して危険区域に入ってしまったときには、役場庁舎、この本庁舎については、代替施設として洞爺支所を充てるということでございますね。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） その災害の規模、状況にもよりますけれども、洞爺総合支所を代替施設ということで考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。

次に移ります。当町は2050年までにカーボンニュートラルを目指しています。化石燃料による電源確保でなく、避難施設になるのは公共施設、小学校なり中学校なり、そういった施設なり、また集会所もあり得ると思いますが、そういった公共施設には、クリーンエネルギーによる発電の導入を図り、電力に余力が生じれば電力会社に売電すれば、費用対効果が図れると考えておりますが、函館市では既にこのような取組を行っております。先ほど小中学校のこれからの建設についても、その非常事態に対処する公共施設でございますので、それに対してクリーンエネルギー化を図るかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、避難施設のある公共施設の電力供給の在り方につきましては、停電への対応も含めまして、クリーンエネルギーが必要と認識をしております。

これまでも役場庁舎屋上へのソーラーパネルの設置など、様々な検討を行ってまいりまし

たが、公共施設のクリーンエネルギー化につきましては、施設の状況に応じたクリーンエネルギーの選定、導入手法、利用形態、そして膨大なコストといった様々な課題がございます。

現在、産業振興課におきまして策定を進めてございます地球温暖化対策実行計画区域施策編とも連携をしながら、国の支援制度を注視しつつ、公共施設のクリーンエネルギー化に向けまして調査研究を進めたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） ぜひとも進めていただきたいと思います。もう既に事例としまして函館市がやっておりますので、そういったことを参考にしながら、あるべき姿にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、有珠山周辺地域強靱化計画では、津波発生時に罹災する公共施設に本町保育所を上げてございます。避難は津波が襲来してからでは十分ではないと存じます。逃げて減災と言われています。これらを踏まえ、複合施設に建て替えを進めているところでございますが、幼児を安全に保育するには、複合施設の早期完成を目指さなければなりません、幼児の安全な場所を確保してからでも遅くはないと存じます。そこで、津波災害を想定した場合に、危機が迫っている本町保育所の幼児保育の安全対策についてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 本町保育所は、海拔3メートルの位置にある施設でございます。巨大津波が発生した場合に被害を受けることが想定されております。そのために、本町保育所においては、地震、津波を想定した避難訓練を年に3回行っており、今年3月には町における総合訓練にも参加いたしました。津波警報が出てから避難を開始して、指定避難所である虻田小学校まで避難しましたが、警報が発令されてから避難所まで15分程度で到着したことを確認しております。このように、災害が発生した場合には速やかな避難行動が取れるよう訓練を繰り返し行い、子供たちの安全対策を行ってまいります。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 今、避難訓練は十分にやっておるからということでございましたけれども、津波は予告なしに発生することが予想されます。そういう中で、津波が来た、どこから連絡が来るか分かりませんが、そのときに、一斉に本町保育所から線路側のほう、要するに役場本庁舎のほうに向かって避難したときに、子供たちであればそうできるかもしれませんが、一般住民もこっちに一緒に向かってきますから、そのときに、そういった十分に訓練どおり避難できるかどうかというのが、ちょっと私としては危惧を感じるところであります。でも今言うように、避難訓練しているから大丈夫なのだという方針の下に、今、シミュレートとしておりますが、本当にそれで大丈夫なんでしょうか。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 繰り返しになりますが、発生した場合には速やかな避難行動が取れるよう訓練を繰り返し繰り返し行ってまいりたいと考えております。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） これはしつこくしますといつまでたっても前に進まない話になりますけれども、現在、では、入江保育所は、どのような体制になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（大西 智君） 原子育て支援課長。

○子育て支援課長（原 美夏君） 現在の入江保育所の状況ですが、現在、入江保育所では定員90名でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員、質疑の内容というのは、入江保育所の避難の訓練のことについて質疑したのではないのですか。

○7番（大屋 治君） もちろんそうです。その前に、質問要旨の中でも少しお話ししたと思いますけれども、入江保育所があって、そこで十分に子供たちが避難体制が取れていれば、ゆっくりと動かしつつ、前に進めていけるのではないのでしょうかという質問にしたかったのですが、ちょっと話が前後して大変申し訳ありません。

今、課長のほうから90名の収容能力があるということであれば、そちらに取りあえず子供たちを移して、そしてやられたらどうかなというのが私の提言なのです。それに対する回答は求めません。

○議長（大西 智君） それでは、次に移っていただきたいと思います。

○7番（大屋 治君） 次に、高齢化が進行している中、話はがらっと変わります。犬・猫が幾らいるのか。家の中で飼育できなくなり、幾ら野良化しているのか分からないくらい多頭飼育している高齢世帯もあるやに伺っています。こういった高齢世帯では、多頭飼育していることすら認識していない節がございます。到底、去勢や避妊手術はしてないと推測するところでございます。

2022年6月に改正動物愛護法が施行され、北海道では、令和6年度から、ですから今年度から、道央、道東、道北、道南の4地区に動物愛護センターを設置し、保健所で一定期間飼養された犬・猫の引取りや飼育、譲渡などの活動を行っております。これらの施設の運営にはたくさんのボランティアの方々が携わっておりますので、関係者の皆様には感謝申し上げる次第でございます。

当町としましても、譲渡活動の支援を行っているということでございますが、愛護動物を虐待、遺棄することは犯罪です。首が足が切断された猫の死体が公園にあったと今年も報道されました。家族以上に大切なペットの犬・猫の飼育頭数はどのような状況でしょうか。

災害が発生したら住民のペットも避難対象にしなければなりません。2000年噴火では、初動時の想定より避難が長期化したため、飼い主の懇願を受けて、町職員や警察官、自衛隊員が、立入禁止区域にいるペットに餌を運びました。胆振振興局では、老人や子供世帯ばかりではなくて、災害になったときにはそういったペットの管理について、十分な対処をそれぞれ市町村がしてくださいというようなことをお話ししていると思いますが、当町における災

害発生時のペットの対策について、どのように進めようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 1点目のご質問でございますけれども、当町に登録されてございます飼育数になりますけれども、犬が287頭、猫が330頭ということで、こちら現段階では認識をしています。

また、2点目の災害時の犬・猫ペット対策の関係でございますけれども、災害時のペット対策につきましては、前回の有珠山噴火災害の経験を踏まえまして、避難する際にはケージを使用しまして、ペットと一緒に避難することとしまして、ペットを飼育されている皆さんに周知をしているところでございます。

先ほど議員のほうからもございましたけれども、ペットは家族同然でございます。共に過ごしたいとの思いは承知してございますが、避難所内では動物に対するアレルギーがある方がいらっしゃる、排せつ物などの衛生面での対応が難しいことから、一般の避難所において、居住スペースとは別に、ペットをケージに入れて専用スペースを確保するよう、避難所運営マニュアルにも定めているところでございます。

ペットと共に過ごすことのできるペット同伴避難所の設立につきましては、避難所の収容人数の問題などや有珠山噴火災害時には町外への広域避難となり、他の自治体の受入れ条件などの課題もありますことから、現段階でペットの同伴避難所を指定することは難しく、近隣自治体とも連携を図りながらこのことにつきましては協議を進めている状況になります。

また、なるべく早い段階でペットの救護センターを開設することやプレハブなどの資材を調達し、避難所にペットを収容する建物を設置するなど、飼育スペースを確保することとしてございます。

東日本大震災の際にはキャンプ用テントを活用しましてペットと一緒に避難を行っている例もございます。各施設の状況に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。

本当にペットというのは、よくうちのお父さんより大事だとかという話も聞きます。それは大変失礼な話なのですが、そういった中で、今、課長のほうから話がありましたように、本当に犬・猫というのは、ペットとして飼われている家庭においては本当に家族以上に大切、大事に扱っていかねばならないと思いますので、今後とも、よろしくお願いしたいと思います。

次に、2番目としまして、教育に関する施設整備についてお伺いいたします。

2024年、今年、オリンピックが7月26日から8月17日まで32競技329種目がフランス・パリで開催予定でございます。近代オリンピックの基礎を築いたクーベルタン男爵、名前はピ

エール・ド・クーベルタンというのでそうでございますが、1863年、フランスで生誕し、フランスの教育者だそうです。英国のパブリックスクールの教育に興味を持ち、陸軍士官学校卒業後、祖国フランスの教育を改革し、教育課程による体育の強化を進めた人です。そして、ワーテルローの戦いでイギリスがフランスに勝ったのは、パブリックスクールの心身ともに鍛える教育の成果との記述を残しているのだそうでございます。

勝負にこだわって陰悪になり、ドーピングを推し進めている国もあれば、ひいては戦争に発展することがないよう、オリンピックは参加することに意義があると言われていました。健康な精神は健康な肉体からと教わってまいりました。よく遊びよく学ぶとありますが、当町の学童生徒の現在の学力レベルと体力レベルについてお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 山本教育指導参与。

○教育指導参与（山本恵一郎君） 町内の児童生徒の学力及び体力の状況についてのご質問がありますが、学力と体力に分けてお答えさせていただきます。

初めに、学力の状況についてでございます。

毎年、国において実施されております全国学力・学習状況調査の結果を用いてご説明させていただきます。

まず、本調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育、指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることを目的として、平成19年度から実施されているものでございます。

また、この調査で測れるものは、学力の特定の一部分であり、調査の結果のみをもって、学力が身についているとか、身につけていないとかは一概に言えるものではないことをご理解ください。

調査につきましては、国語と算数、数学及び学習状況などを問う質問紙調査で構成されております。今年度の全国学力・学習状況調査は4月に実施されましたが、結果につきましてはまだ公表されておきませんので、昨年度の調査結果に基づきご説明いたします。

昨年度の町内の小学校6年生と中学校3年生の国語、算数、数学の正答率につきましては、全国平均には届かないものの、中学校の国語が全道と同等の結果でありました。数値そのものを令和4年度の結果と比較すると向上しておりますが、調査対象となる子供が毎年異なりますので、町として学力が定着しているとは一概に言えないところであります。

ただ、成果といたしましては、自己肯定感が高まり、学びに向かう意識や態度に高い傾向が見られることから、引き続き学校、家庭、地域と連携しながら、継続的な取組を一層進めていく必要があると考えております。

次に、体力の状況についてでございます。

毎年実施されております全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果及び各学校において実施されております新体力テストの結果を用いてご説明させていただきます。

まず、本調査は、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育、

保健等に関する指導などの改善に役立てることを目的として、平成20年度から小学校5年生の児童及び中学校2年生の生徒を対象に実施されているものでございます。

また、新体力テストにつきましては、全国民の体力運動能力の現状を明らかにし、体育、スポーツ活動の指導の向上を目指し、各年代において実施されているものであり、町内全ての学校において実施されております。

テスト項目につきましては次の8項目から実施されております。握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げとなっております。

昨年度の状況につきましては、中学校第2学年の女子においてこの8項目中5項目が全国平均を超えており、合計点数においても全国を超えております。また、中学校第2学年の男子において全国を超えている項目は4項目、小学校においては男女とも2項目であり、体力合計点においては全国平均を下回っている状況にあります。

各学校においては、子供たちの体力向上に向けて、保健体育の授業を中心としながらも、体育的行事や休み時間なども活用しながら体力の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 今ご答弁がありましたので、学童期についてはまずまずということでございますのでという話だったと思います。

体力につきましては、飛んだり跳ねたり走ったりというものもありますけれども、今、GIGAスクールということで、スマホを使っている授業が多くなってきているのだと思います。ここで直接お話ししませんが、そういう中で、ゲームをやったりして目が非常に悪くなって、視力1.0以下の子供たちが非常に増えているということでございます。当町においてもそういったことが危惧されないよう、よろしくご指導のほうをお願いしたいと思います。

次に移ります。競技大会ばかりでなく、人生100年の体力醸成に向け、運動施設は地域住民にとっても重要と存じます。自分が子供の頃、空き教室があり、そこには常設卓球台がありました。放課後や休み時間、自由時間に卓球ができました。少子化が進行しているので、結構空き教室があるのではないかという勝手な推測でございますが、そういった空き教室だとか体育館の隅に、そういった卓球台を常設できたらなと思います。

その根本にある話は、学童は席にじっとしているのではなく、授業以外では体を動かし、鍛えることが重要です。今年も世界卓球で活躍した同胞の日本選手に感動させられたではありませんか。

ほかの行事で邪魔なときに最初から片づけることができる学童になってもらいたいし、そういった卓球台につきましては、今後、体力醸成に伴う運動の一つだと思いますので、卓球の常設台の設置についてどのようなお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 教室や体育館の隅への常設卓球台の設置についてのご質問で

ありますが、学校における保健体育は、学習指導要領において、健康、安全や運動についての理解と運動の合理的な実践を通して計画的に運動する習慣を育てるとともに、健康の増進と体力向上を図り、明るく豊かで活力のある生活を営む態度を育てることを目的として示されております。

このような観点から鑑みますと、学校の施設利用について、学校の教室は床がコンクリートやタイルであったり、天井が低く、照明器具が運動にふさわしいものとなっていないことなど、児童生徒の安全面を考慮すると、空き教室への卓球台の設置は難しいのではないかと考えます。

また、学校の施設の利用については、学校長の裁量の範囲で学校長が決定できるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 今、学校の教室については強くお話がありましたけれども、あぶた体育館には現在卓球台が十数台あり、80代の方もおられます卓球同好会の会員の方々が元気にプレーして、体を鍛えています。プレーすることは相手に勝つためだけではなく、自分の体力醸成に有効だと考えている一人でございます。会員は毎週月・木の午前中がプレー日です。会員がセッティングし、プレーを終了したら安全に片づけて清掃します。

時々会員以外の方の使用があるように見受けられるところもあります。それは台が傷ついてしまうような台の収納があり、残念な気持ちになります。子供の頃から卓球のプレーの仕方をご存じですが、正しい収納の仕方を教えていないからだと危惧するところでございます。

今、課長のほうから話がありましたように、そういった専門の卓球教室とかが卓球をする体育館がどこでも今はないと思うのです。もう今の時代ですから。だけれども、体育館の隅や何かだったら十分に対応できるのかなと思うのですよ。そういうところで、例えば1台なり2台でいつでも卓球ができる体制を取っておくと、子供はあとどうするかと、子供の判断になります、親の判断になります。でもそれが終わったら、邪魔になるところがありますから、終わったらそれを適正な形で収納して、安全に掃除なりして帰ってもらうことができるようになれば、子供の教育にも役に立ったのかなと思いますので、一言申し添えておきます。

だから卓球台常設については、学校長の判断ということでございますので、私がどうのこうのという立場でございませんので、その点につきましては今お話は止めさせていただきます。

次に、体力醸成のために、もちろん相手を負かすためのプレーというのも大事でございますが、いろいろなスポーツがあると思います。さっき言いましたように、オリンピックで、三百何十種の種目があるということになっていますので、洞爺湖町でどれだけの子供たちがそのスポーツに関わることができるだけの能力があるのかどうか分かりませんが、まず全ての人がそれら、例えばやり投げであったり、マラソンであったり、陸上の徒競走で

あったり、いろいろな、水泳も含めた中で、今、学校は、いろいろな、プールや何かも含めた中で、整備なり、それなりのものを進めていると思いますけれども、そこでお聞きしたいのが、学校グラウンドや運動施設の照明の設置状況について教えていただきたいと思います。

随分ＬＥＤ化も進んでいると思いますが、そういったＬＥＤ化が進んでいるのか、そういったものを誰が使うことができるのか、子供が随分少なくなっています。昔は私どもが小さい頃は道民スポーツということで、小学校なり中学校のグラウンドを借りて夜間練習した、また練習しているのを見たことがございます。今はほとんど見られません。だからそういったスポーツに対する考え方が、もう学力重視になってしまって、もう体力はどうでもいいのだというつもりではないのでしょうかけれども、何かそれに近い状態になっておりますので、学校施設の照明がなかったら夜間できません。そういうところでその照明設備がどのようなになっているのか、また、それを借りた場合にどのような負担が生じてくるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） それでは、私のほうからは照明の設置状況についてご説明させていただきます。

学校グラウンド及び体育館等の照明状況でありますが、学校グラウンドの照明設置状況といたしましては、虻田小学校、洞爺小学校、洞爺中学校に設置されておりますが、虻田小学校のみがＬＥＤの照明となっております。また、各学校の体育館の照明につきましては、虻田中学校のみがＬＥＤの照明となっております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 角田社会教育課長。

○社会教育課長（角田隆志君） 私のほうからは利用状況についてご答弁させていただきたいと思います。

各学校のグラウンドや体育館につきましては、授業や学校行事で使用するほかに、学校開放事業ということで、主に夜間や休みの日などを少年団活動や一般の団体が使えることとしております。その中で、虻田小学校では野球とサッカーの少年団、洞爺中学校では一般の野球チームが利用しており、洞爺小学校での利用はありません。

屋内運動場につきましては、あぶた体育館や母と子の館をはじめ各学校の体育館を夜間や休日に開放してございます。このうち、少年団等の利用はあぶた体育館で7団体、母と子の館で3団体、学校開放事業では全体で6団体となっております。

少年団活動においては、施設使用料及び照明に係る費用負担はございません。また、少年団活動とは別に、あぶた体育館において、毎週木曜日と土曜日の夜間を一般開放としておりますが、中学生以下は無料となっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 大屋議員。

○7番（大屋 治君） 了解いたしました。

子供たちが学業以外に体力をつけなければ、健全な精神にならない、育成できないと思いますので、ぜひ学校体育館だとか、グラウンドにつきましても、子供たちが自由に使えるような形でご配慮いただければ幸いです。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（大西 智君） これで、7番、大屋議員の質問を終わります。

ここで、休憩といたします。再開を午後2時40分といたします。

（午後 2時24分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 2時40分）

○議長（大西 智君） 休憩前に戻り、一般質問を続けます。

次に、3番、千葉議員の質問を許します。

3番、千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 3番、千葉でございます。

2点について通告をさせていただきました。

1番目ですが、虻田高校への支援についてという件名をつけさせていただきましたが、本当は虻田高校への支援及び存続についてというふうにやろうかと思ったのですが、ちょっとそれは行き過ぎかなと思いましたので、ここで止めました。

本当に、町長もそうでありまして、多くの方々が虻田高校を出られて、いろいろな立場でまたいろいろな環境の中で活躍されていることは事実であります。ですが、最近、虻田高校の姿を見ていますと、大変に寂しい思いをするところであります。洞爺湖町まちづくり計画、2017年から2026年と、この中の計画の中で、虻田高校について書いてありますが、2016年3月をもって洞爺高校が並行し、道立高等学校1校となりましたが、地域における高等学校教育の確保を図るため、引き続き支援する必要があるというふうな捉え方で虻田高校を支援してきたというふうに思っています。

今年も、523万円かの虻田高校支援事業ということで、3月にはそれは議会で追加しております。ただ、これも今年だけでなく、ずっとまだしばらく続くような格好での計画の中です。ありますし、今までもしてきたということでございます。この523万円の支援の中身をまずお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 虻高への支援の現在行っている中身についてご説明させていただきます。

虻田高校を支援する会の補助金として、各種検定料の補助を行っております。

生徒募集関係費用といたしましては、広告活動、学校案内パンフレットやポスターの印刷等に対する支援を行っております。

三つ目といたしまして、学習及び部活動振興費として、習熟学習の推進費用や、遊覧船のガイド事業などに対する助成を行っております。

また、入学時等における支援金の給付事業としての支援、制服購入費の助成事業の支援、君の夢応援プロジェクト事業に対する支援、さらには、通学助成事業に対する支援を行っております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 一生懸命されているなというふうには思います。

学校の先生も、教育委員会で訪問されております。その折に、虻田高校へも、町立小学校、中学校はもとより、虻田高校へも行ったように思います。その資料ですけれども、大変評価が高くて、校長先生をはじめ一生懸命されているというような評価されていて、教育委員会のほうでは、このまま地道に続けていきなさいというような指摘があったように思います。ただ、それを続けていても今回12名ということでありまして、地元から何人行ったか定かではありません。5名という話もありましたが、なかなかそれでいて、この支援事業がうまくいっているのかと、町民の方に理解してもらえるのかというようなところもあるかと思えます。その辺のところの支援事業についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど幾つかの支援の内容についてご説明をさせていただきましたが、今、別に君の夢応援プロジェクト事業といたしまして、1人当たり10万円以内での補助を行い、夢の実現に向けて、高校生としてチャレンジしたい、自主的で主体的な企画を経済的に支援する虻高生限定のプロジェクト事業なども行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 議会3月会議予算委員会で通したわけですから、その時点でも大体虻高に入られる人数を大体把握していました。ただ、実際問題、これから先、どんなふうに町として、この虻田高校を捉えていくのか。先日、いつだったかのNHKの夕方の番組ですが、夕張高校というのがあります。全校生徒で59人だそうです。たまたま何日か前に見た番組ですが、そうしたら、地域留学生という女の子が、北海道ではないのですが、来て、そこで呼ばれて入ったと。やっぱりそういった自然がいいとか、夕張高校はすばらしかったと、何かいろいろな意味があったらしいのですが、来た。そうしたら、そのまちでは、塾もないものですから、公設の塾をつくって、そして公設の寮をつくって、たった一人のために。そして今後も、そういった留学生を地域から受け入れるものをつくりたい、求めていきたいと努力しているというような話がありました。

そんなふうに、町の核とまではいきませんが、まちづくりの一つの枝葉として広げていきたいというふうに思っている町もたくさんあると思います。今、本当に各町では、昔は一つ

の町に一つの高校というのがありましたが、今この辺でもうほとんどなくなってきました。むかわ町でも、今回穂別がなくなる話を聞きました。鶴川は野球が強いので、その際にまた力が入っていて、ピッチングが冬でもできるような、そんなコートを造ったりとかというようなことで、やっぱり町として、そういった子たちに来てもらうようなまちづくりをしています。様々あると思います。

そして今回また、読売新聞ですけれども、函館にある南茅部高校が募集停止へと書いています。これは、2028年度末で閉校が決まっていたけれども、2004年に函館に編入した合併旧4町村から全て高校がなくなることになり、地元関係者は残念だ、寂しいと、でも、仕方がないと言っています。

ですから、道教委から言われてそんなふうになるのですけれども、うちの町として、この虻田高校が道教委から言われてなくなる以前に、私が今回言いたいのは、伊達市あたりでも、緑丘高校と伊達高校、あれはどちらも定数になっていないということで、これは伊達のまちづくりということで、伊達市のほう、行政側から一つの高校に、市立高校にしたらどうかと道のほうに持ち上げて、そこから新しい、いろいろなものの補助が出たり、いろいろな格好でなったのだなと私は思っています。

この間、伊達開来高校の前を通りましたら、知らなかったです、看板が出ているのです。でっかい看板で、そうしたら国立大へ何人合格、ちょっと名前はあれでしょうけれども、公立大なり私大なりと書いているのです。進学校かなと思うのですけれども、やはり幅広い生徒募集でしたから、差はあるのかもしれませんが、そんなふうにして、いろいろなまちづくりの中で頑張っていると、私は見てまいりました。

そんな中で、うちの町の支援はどうなのかなということでお聞きをし、どのような格好で続けていくのかというふうに思ったものですから、お聞きをしているということでございます。

その虻田高校ですけれども、現在、虻田高校の状況を、北海道教育委員会はどのように捉えているか。毎年高等学校配置計画というものをつくられて、その町、その高校にお知らせをしているというふうに思います。その道教委の評価を、どのような評価が出て、どのように町としては評価しているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） ただいま千葉議員からのご質問ありました件につきましては、現在の虻田高校の状況についての捉えと、北海道教育委員会の高校配置計画の中での評価に分けて答弁させていただきます。

最初に、現在の虻田高校の状況についての捉えについてでございますが、まずは虻田高校の現状として、入学者の状況、卒業生の進路状況、地域と連携した教育活動の3点の説明をさせていただきます、それを踏まえ、答弁させていただきます。

一つ目の入学者の状況でございます。

まず、胆振西学区の中卒者数は、直近5年間で136名減少し、それに対して、普通科2学

級相当の間口が削減され、実質56名の減少となっております。このような中、虻田高校につきましては、募集定員40名に対し、令和2年度16名、令和3年度18名、令和4年度21名、令和5年度20名、今年度、令和6年度は12名が入学しております。

二つ目の卒業生の進路状況につきましては、昨年度、虻田高校が作成された学校説明会資料によりますと、管内及び道内外での就職はもとより、4年制大学や、短期大学、専門学校への進学者も増えているなど、多くの卒業生が希望進路を実現している状況にあります。

また、少人数で勉強しやすい、資格がたくさん取れる、初めて学校が楽しいと思ったなど、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導に満足している卒業生の声が紹介されておりました。

三つ目の地域と連携した教育活動につきましては、例えば町内の自然や教育施設の活用はもとより、洞爺湖温泉街にある足湯の清掃や、中島散策路整備として、ウッドチップを敷くボランティア活動、洞爺湖を訪れる方々への洞爺湖遊覧船ガイド研修、高知県室戸高校との世界ジオパーク高校生交流会などを開催し、地域を知り、多くの人と関わる教育活動が展開されております。

また、総合的な探究の時間では、第2学年の生徒が、町おこしの視点から帆立貝を練り込んだ町おこしパウンドケーキを地域の菓子店と共同開発した取組が、道教委が主催する探究チャレンジ胆振・日高で、胆振・日高地区23校中トップ5に入る特別賞を受賞するなど、地域資源や産業などを学習素材とした特色ある学びが進められております。

このような現状を鑑みますと、入学者は少ないものの、小規模、少人数のよさを生かした生徒一人一人のニーズに応じたオーダーメイドに近い教育が展開されるとともに、地域に根差した特色ある教育活動や、卒業後の進路実現に向けた手厚いサポートが行われており、地域にとってなくてはならない学校であると考えております。このようなすばらしい学校でありますので、虻田高校を志望する生徒が増えてくれることを願っているところでございます。

次に、ご質問の二つ目の北海道教育委員会の高等学校配置計画の中での評価についてであります。令和5年3月に北海道教育委員会が示した、これからの高校づくりに関する指針においては、第1学年1学級の高校の取扱いについて、原則5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満となった場合は、再編整備を進めますとなっております。

ただし、虻田高校が位置づけられている地域連携校につきましては、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満となった場合であっても、北海道教育委員会が所在市町村をはじめとした地域と連携して、高校の特色化、魅力化、入学者確保に取り組む集中取組期間を設けて再編整備を留保することとなっております。

この集中取組期間は、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案した一定の期間とし、取組内容や、その効果などに大きな変動がある場合には、必要に応じて集中取組期間の見直しを検討するとともに、集中取組期間中において、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満となった場合は、再編整備を進めますとなっております。

このことを踏まえ、本年度の5月1日現在の第1学年在籍者数は12名ですので、次

年度も20人未満となった場合につきましては、2年連続20人未満となりますことから、再編整備が留保される集中取組期間となることが予想されます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 洞爺高校も、やはり結局のところ募集人員が集まらなかった。地元の人がほとんどいなかった。そんな格好で、町立学校ということであったわけで、今、課長が言われたとおり、いろいろな方策をして、校長先生方、生徒さん方も、レストランでケーキを作ったり、あちらこちらに行ったりとか、努力はした姿があったかと思います。でも結局のところ、町の財政もあったのでしょうけれども、校舎も古い、だから、いろいろなところでぶつかった、悪いところばかりぶつかってしまったということで閉校になってしまったのかなと、致し方ない、残念だ。でも、そうならないようにいっぱいしたと思うのですけれども、そうってしまったと。

そして今回、虻田高校の場合、12名ということです。はっきり言って、これが続くのであれば、自分たちのほうで決断が必要ではないか。上から言われて、どうするのだでなく、虻田高校が、もしそのような方向に進むのであれば、虻田高校の校舎の使い方を優先的に任せてもらうとか、立派なグラウンドが2面あるわけです。結構風光明媚で、とってもいい場所だと思います。津波からいけば避難場所になります。有珠山からは近いのでちょっと、温泉から来た場合は一時避難所ということになっていましたけれども。どちらにしても、有効利用ができないこともないわけです。悪く考えれば。本当にうまく、この虻田高校が生き延びて、ある程度人が来て、それは楽しんで、言われたとおりになればいいと思うのですが、本当にそれできるかな、その本気度が見えないなと思うものですから、一般質問させてもらいました。

3番目になりますけれども、どのように今後進めていくのか。ただ500万円ぐらいの、来年は600万円か分かりませんが、予算をつけて、任せておいて、そして教育委員会が行って、頑張っている話を聞いて、対面で校長先生と話して、対面で生徒からも、頑張っていますと聞いても、本当にそれでいいのか。本当に問題提起したいなと思って、一般質問させてもらいました。

ですから、絶対もうやめてしまえというわけではないですから。本当に、虻田高校を蘇らせる、そこまではいかないかもしれませんが、来年、虻田中学校、洞爺中学校、二つ合わせて46名しか卒業生がいなくて、そのうちの大部分が出てしまうわけですから、大体想像すると。何人残ってくれるのかなと。今回も12名のうち5名だという話を聞けば、似たような数字になるのであれば、町外からいかに何人集めてくるのか、そこまでしてやる必要があるのかというような話になりかねない。そこら辺のところはやっぱり町として、考えているのならきちんと色をつけて、いろいろなことをやっぱり、机上だけでなく、絵に描いた話だけでなく、もっと分かりやすい方法でないと、何だろう、ただ垂れ流してはいません、一つみんなで頑張って、いっぱいかけて、いっぱいあるわけですから。でも、やはりちょっ

と10人前後では、いかんともし難いと、私は思わざるを得ないのです。

それで、町として、今後どのように考えていくのか、どのような施策があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 虻田高校の在り方と存続に関わっての町としてのスタンスといったようなところでのご質問かと存じます。

平成18年になりますけれども、北海道教育委員会が新たな高校教育に関する指針、そういったものを出しまして、その中において、虻田高校を再編整備の対象とするとの考えを示したことを受けまして、当時、町を挙げての虻田高校を存続させる町民会議が設立され、道議会や北海道教育委員会の要請に加えて、存続に向けた様々な活動が継続して行われていたというふうに伺っております。

その結果、平成26年、他の高校への通学が困難な地域を抱え、かつ地元からの進学率が高い第1学年1学級の高校である地域キャンパス校となりましたが、平成29年、北海道教育委員会が新たに虻田高校を再編整備に当たって条件付きで特例的な取扱いをする地域連携特例校とする考えを示したことで、虻田高校の新たな魅力づくりと支援の在り方に関わって虻高未来づくり推進委員会が立ち上げられ、平成30年11月に虻田高等学校の未来づくりに関する提言書が策定されました。その後、その提言に基づく様々な支援が行われ、現在行われております虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会が令和2年7月に立ち上げられ、現在に至っております。

近年の入学者数を踏まえますと、再編整備の基準となる20人前後で推移しておりまして、特に今年度は、議員おっしゃられますとおり、12人という状況にございますことから、入学者の増加に向けた様々な支援と取組が一層大切であるというふうに考えております。

そこで虻田高校の入学者の状況を踏まえたこの高校配置における位置づけ等については、実は虻高未来づくりフォローアップ推進委員会が昨年度末にありましたので、その場の中でも、私たち教育委員会として情報提供させていただいております。

その中では、そもそもこの推進委員会は虻田高校を支援していくことが目的であり、引き続き虻田高校の存続を視野に入れながら、魅力ある高校づくりに協力していこうという、そういうスタンスの話合いが行われております。虻田高校のPTAについては、本年度当初のPTA役員会の中で虻田高校の置かれている現状と存続に向けての共通理解が図られているというふうに伺っております。

また、先日発行されました虻高PTAだよりのトップに、PTA会長の挨拶として、虻高存続に向けてと題した文章が掲載されており、その中では、学校存続に向けての活動にも力を注いでいきたい。また、多くの生徒に虻高の魅力を知ってもらい、一人でも多くの新入生を迎えられるように盛り上げていこうという力強いメッセージがつづられておりました。

町といたしましては、これまで多くの卒業生を輩出し、町の発展や振興に大きく寄与されてきた学校であること、また、町民に愛され、親しまれてきた歴史や伝統を持つ学校である

こと、さらには、町内の最高学府としての虻田高校の存在意義を慮り、引き続き虻高未来作りフォローアップ活動推進委員会と連携を図った支援を継続するとともに、学校存続に向けて、関係諸機関との連携協力を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 町長から答弁いただきたいと思います。

下道町長。

○町長（下道英明君） 私からも答弁させていただきます。

ただいま教育委員会から、現状の支援策、また、北海道教育委員会の高等学校配置計画を踏まえて、虻田高校を取り巻く環境を教育委員会から答弁をさせていただきました。公立高校の存続というのは、多面的なアプローチが必要だと思いますし、虻田高校自体は、学校の魅力を高めるためのカリキュラムの改善、また、地域との連携、広報活動の強化など、努力していかなければいけないと思います。

その中で自治体としてできる限りの支援ということで、歴代の長崎町長、真屋町長をはじめ、議員各位の皆さんのご協力をいただきながら予算化させていただいたところでございます。今ご案内のとおり、虻高未来づくりフォローアップ活動推進委員会が令和2年に発足いたしまして、学校の魅力向上策、地域連携等のコミュニティー支援、また、広報活動の強化など、学校と地域の一体化を醸成することを苦勞しながらも今実践しているところでございます。

全国の例を見て、特に地方の公立高校を取り巻く環境というのは非常に類似しているところがございます。この厳しい環境の中で、いわゆる学科転換も図って存続している高校も確かにございます。隠岐の海士町というところもそうだと思いますが、そういったところで非常にそういった学科転換ということもございますが、洞爺湖町の場合は、特に情報を、事務情報科から、洞爺湖町及び周辺地域のニーズや専門的なカリキュラムに観光などと連携しながら、教育プログラムが今現在行われておりますけれども、学科転換までには行っていないと。

近隣では、ご承知のようにニセコ町が、町立ニセコ高校を令和9年度から全日総合学科に学科転換するというので、募集を開始いたします。しかしながらこれは町立ゆえのことであって、北海道立ではないという形ですので、やはり道立高校の場合は、この町の意向がそのまま反映するというのは非常に難しいところがございます。

教育長も教育委員会にいて、現場にいて、こちらのほうにも戻ってきて、今、教育行政を担っていただいている、そういった中で、いろいろ行ったり来たりの一環を取りをしているのですけれども、なかなか厳しいところがございます。

私ごとではございますが、冒頭、議員からありましたように、同窓会の副会長も、ここ10年、仰せつかっているところでございます。そういった中で、町の行事に協力してくれる生徒たちの、後輩たちの笑顔ですとか、やはり明るい声ですとか、この間のANA洞爺湖マラ

ソンもそうですし、様々な行事にも生徒たちが手伝ってくれている。この中でやはり人数が少なくなってくるというのは非常に寂しい思いがございします。そういったところで、虻高未来づくり推進委員会と連携して、やはり従前の支援はもとより、学校存続に向けた関係機関との連携も図っていききたい。

そしてまた、先週ちょうど虻田小学校で運動会、創立140周年の運動会がございました。そのときのPTAの役員が、町長、僕、自分は今度、虻田高校のPTAの会長にもなったのです。彼もまた虻高のOBでございします。そういった点で、非常に、その思いの中で、先ほど教育長が答弁したように、何とか存続させたいのだと、そういった思いを、実は運動会の中でも、彼から一生懸命思いを伝えていただいたところでございします。

ぜひ議員各位のお知恵をいただきながら、具体的なご提案もいただき、やはり行政、議会、そしてまた地域が三位一体となって、この問題に取り組んで、虻田高校の存続に向けて努力していききたいと思います。やはり小さな町に、今回の南茅部もそうですが、やはり道立高校がその自治体になくなるというのは、二つの高校が一つになるというのはまだまだいいですけども、やはりなくなっていくというのは、本当に地域の声が、従前からいろいろな議会の皆様からご質問あったように、この道立高校、何とか存続させていききたいと思っておりますので、学科転換は大変非常に難しいかもしれませんが、今、議員のほうからありましたように、こちらからの提案も含めて、やはりいろいろな様々なチャンネルを使って、北海道教育委員会に対してもアプローチしていききたいと思っております。今、まずは発足されたもの、そしてまた、今回新しくPTA会長になった彼らも巻き込みながら進めていききたいと思っておりますので、ぜひ様々な中でご提案いただければ幸いです。

以上でございします。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 今、町長からお話しいただきましたし、教育長もお話がありましたけれども、当時の支援する会がありまして、結構、議員の中でも入った人もいます。でもそれから、そのとき、みんな会費を払って、みんなで支えようとやったのですが、今はもう、名前ばかりで、私の名前が入っているかどうか分かりません。でも、洞爺湖町が道立高校へ支援する場合は、その支援の会を通して出すというふうにでないと、やはり道立高校ですから、しにくいということだって、そこが中に入っているはずですよ。やっぱり地元との、前と違って、つながりが薄い、私はそう思います。

先ほど教育委員会の報告が見つかったのでありますけれども、虻田高校について、校長先生が一生懸命営業に歩いてくださっているということで、一遍に生徒数を増やすことは難しいので、地道に今の方針、方向性で進んでいただけたらと思いますという、こういった教育委員会なのです。何かちょっとのんびりしているなど、そんなふうに感じました。

そしてまだあります。地元との連携がちょっと物足りないかなと思いますので、虻田高校を支える会が中心になって、もっと地元の方々との連携を取っていただきたいというのが教育委員会の要望です。

まだ少しあるのですが、最後に、虻田高校に入学すると、まとめです。どのような将来、進路、就職などにつながるのか、情報提供を充実し、地域の高校としての役割を担っていく必要がある。

全くそのとおりだと思います。ただ、一時的に増えても駄目なのですよ。これからどんどん減っていくのですから。足腰が強い学校というのは、本当にさっき言った、夕張ではないですけれども、地元でなく、越境という、北海道ではないところから来ているのです。地元のところに。ですから、どういった高校を目指すのかというのがありますけれども、何か一時期に、ちょっと二、三年もてばクリアできるから残るのだとなったら、私はちょっと違うような気がするのです。

ですから、やっぱり考えていくには、やはり提案する、虻田高校に提案する。学校ですから、さっきの中学校の校長先生のあれで、現在もあるかもしれませんから、高校も、やっぱり校長先生が、そういうところでどんなふうな行動を取ってくれるか。道教委から派遣された校長先生でしょうから、その辺のこともやっぱり密に連絡を取っていただきながら進めてもらわないと駄目な問題だと私は思います。

それから、学科転換の話もしましたけれども、前にちょっとお話しさせてもらったときに、たしか札幌の大学で、当時、洞爺湖町と、出口、観光という面であって、調印したことがあると思います。国際、情報か、何かちょっとははっきりしませんが、そういったところでの出口も大事にしていたのだなと思って、観光につながるかと思ったのですが、こうなっていました。

観光って言うのですけれども、やっぱり観光だけでは違うような気がするのですよ。私、観光も強いけれども、この町、福祉も強いです。本当に。同じふうに考えても、苫小牧から東に行った町なんていうのは、病院もないですし、個人病院も少ないし、施設も少ないです。ですから、虻田にある、洞爺湖町にある、地区にあるところに入ってくるのです。そんな推移もあるのです。観光福祉科とか、そういったことができるのではないですか。

何かさっき転換の話をされていましたが、再編整備の検討が必要。社会福祉の増進に資する能力と態度を育み地域の福祉を支える人材の育成を目指し、本道の安心な暮らしを支える福祉分野の人材の確保から福祉科における教育の在り方を検討しますという、道の方針の載っている一分野です。ここにだってうちの町は、はまるのではないかと思えば、もっと提案していったほしいなと思うのですよ。はっきり言って。でないと何か、先んじて、向こうから、申し訳ないけれども、虻田高校、もう来ないから廃止しますと言われるのであれば、やっぱり立場が違うような気がします。こちらからまちづくりの一環として持ち上げていくという、そういう試みて進めてほしいと思いますが、最後に、この質問に対しての答弁をいただいて、これは終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからご提案いただいたところでございます。学科転換、大変ハードルの高いところでございますが、座して死を待つわけにはいかない。そういった

形で、やはりしっかりと方策をつけていきながら、様々な形で、弾はとにかく打っていくという形で、教育委員会と一緒に連携を取りながら、また、道教委のいろいろな形の、渋川教育長も人脈がございますので、そこら辺とのつながりながら、やはり町立ではありませんが、道立としての立ち位置はございますけれども、今おっしゃった思いを私どもも共有しながら、行政としても前に進めていけるよう努力してまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 町長、教育長、虻田高校を存続するのだというご意思をこの場で発言されたと思います。ぜひひとつご努力いただきたいと、町民としまして、何とか存続ということで、にぎわいが戻るのであれば応援したいなと思います。ただ、駄目になるのであればですよ、どこかの線できちんと線を引ながら考えなければいけないと、それもリーダーである町長、教育長の立場の人だと思うので、その辺のところはまた、いずれ遅かれ早かれかもしれませんけれども、考えておいてほしいなと思います。

2番目に移ります。災害支援についてということでございます。

ここに載せましたが、2000年噴火の折には、全国各地からいろいろな形での支援や義援金を頂いておりました。その後、温暖化のせいもあるかもしれませんが、100年に一つのもの、500年に、1,000年になんていう、そんな災害が度々起きております。そのようなサイクルで来ているのか、温暖化なのか、かみ合わせがあるのか分かりませんが、本当に多いなというふうに思っています。

その中で、今回、石川の地震がありました。いろいろな支援の問題もありました。今回、よくやっているなと私は評価するところでありますけれども、その支援の在り方、町の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございます。

2000年の有珠山噴火災害におきましては全国から多大なる支援をいただき、復興への大きな支えとなりました。災害復興は、国や都道府県の主導による施策が大きなものになると考えておりますが、災害初期の被災自治体の支援には、他の自治体からの職員応援や避難所で使用する応急対策物資の提供が必要不可欠だと考えてございます。また、募金活動などによる災害義援金は、住民生活を支援する上でも非常に重要な役割を担っております。

これまで近隣自治体や姉妹都市、友好都市との災害時の相互応援協定を締結しており、有事には相互に支援する体制を取っておりますが、昨今の激甚化する災害に対しましては、協定を締結していない自治体に対しまして、北海道や他の自治体と連携をしまして、必要な支援を行わなければならない状況となっております。

また、今後も、有珠山噴火災害により支援をいただくこともございます。大規模災害時にはこれまで同様、見舞金や職員派遣などの被災地の支援への取組とともに、被災地に派遣した職員が得た経験を今後の災害対応に生かしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） これは一般質問通告に当たりまして頂いた義援金の内容です、有珠山噴火。義援金として30億円、29億776万4,379円義援金として頂いたというふうに頂いた書類に書いてあります。そのうち約10億円を住民見舞金ということでございます。私も本町地区に住んでおりましたので、順番に避難解除されていくのですけれども、私の場合は2万円でした。頂きました。そして、住宅支援金、ここに15億円使いました。経済対策等で約3億円を使ったということで、義援金はほぼなくなってしまった。

そして、頂いたご支援というのが、人員では91自治体から、物資支援も約5か月間で792件、食料品、日用雑貨、衣類などたくさん頂いています。あと、ボランティア登録ということで1,121人、延べ4,503人の方が入っていただいて、いろいろな重い、たまった灰をどけてくれたり、引っ越し手伝ってくれたりということでありました。当時、議会のほうも、自衛隊の装甲車に乗って、見晴団地をずっと上って行って、ヘルメットをかぶって、そこからみんな引っ越しの荷物を取ったりなんかして、感謝されたことを覚えています。本当にみんなでこうやったというような災害で、本当に大変です。今でもあちらこちらの災害支援されている体育館やいろいろ見ますと、本当に涙が出るぐらい大変だなというふうに実感をするところであります。

そんな中で、災害支援、今回石川県でありましたけれども、どのようにされたのかなと。しかし今まではどのようにされてきたのかなというふうに思っております。当然それだけ私は支援を受けたわけですから、最低、支援していただいたところにはお返しをする。日本人は固いですから、来たところにはそれぐらい返すのだというふうになるのでしょうかけれども、なかなか小さな財政ですから、無理もできないところは承知の上であります。そんな形で今までのされてきた、分かっている範囲で結構ですので、支援内容を教えていただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） これまでの支援実績の関係でございますけれども、2000年の有珠山噴火以降、先般の能登半島地震をはじめとしまして、胆振東部地震、東日本大震災、新潟中越地震、広島県伊豆半島での土砂災害など、自治体に対する見舞金や、特に大きな地震災害では職員派遣や物資提供を行ってございます。

また、自治会連合会や社会福祉協議会、共同募金会などの協力によりまして、住民の皆さんから義援金を募り、被災地への支援を行ってございます。

有珠山噴火災害時に支援をいただいた自治体はもちろんのこと、災害規模等を考慮して支援に取り組んでいるところでございます。

具体的な支援実績になりますけれども、直近では本年1月の能登半島地震の被災自治体に対する見舞金としまして、石川県に100万円、石川県白山市に50万円の見舞金を送るとともに、自治会連合会等との共同で封筒募金や公共施設内に設置した募金箱、チャリティー事業

による募金などの災害義援金を被災地に支援をしてございます。

また、北海道の応援派遣隊に職員 1 名を派遣しまして、石川県輪島市において10日間にわたり罹災証明の受付発行業務に従事をしてございます。

また、平成30年の胆振東部地震におきましては、胆振町村会を通じまして、胆振東部の 3 町に対して見舞金として350万円、液状化現象による被害が大きかった北広島市に100万円、また、札幌市に50万円の見舞金を贈ってございます。

また、能登半島地震と同様に、封筒募金による災害義援金活動を実施しています。災害派遣としては避難所支援や罹災証明の発行、避難所の健康管理の支援としまして、一般職員や保健師を16名、延べ58日にわたり派遣をしてございます。

平成23年の東日本大震災におきましては、宮城県、福島県に300万円、青森県、茨城県に100万円、被災した10の市町に対し10万円から200万円の見舞金のほか、封筒募金等による災害義援金を送っており、避難所支援として、宮城県仙台市、宮古市、山元町に対しまして7名、延べ68日間の職員派遣を行っているところでございます。

また、これ以外におきましては、災害では、段ボールベッド、それと衣類などの物資の提供を申し出てございます。被災自治体からの希望はない状況でございまして、物資支援の実績はございませんでした。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） その災害見舞金を出した状況、資料を頂いていました。岩手、宮城、福島に300万円、私これは議長の折に、一緒に長崎町長とずっと回りました。これは5月に行っていますから、東日本大震災が3月11日ですから、1か月半ぐらいでしょうか。その庁舎に行ったり、また庁舎に入れなかったり、また災害本部がありまして、みんな作業中で頑張っていました。そのとき、手渡しということで、持参した覚えがあります。

もう1件、これを見ますと、大島町、平成26年、2013年台風26号による被害ということで、これも11月なのですが、私は議長会で東京に行っていた折、壮瞥町の議長と、そして壮瞥町長とうちの町長と4人で大島へ渡って、やっぱり手渡しで渡してまいりました。これも300万円でした。

これをずっと見るのですけれども、東北大震災の折に、村田町ってあるのですが、どの辺の規模か分からないのですが、ここに200万円出しています。そして白川市10万円、下妻市10万円、山元町70万円、名取市が80万円、この辺の金額の差異が分からない。どうしてこの差が出ているのか、何かその辺のところを説明いただきたいのと、あと一番下に能登半島地震、今回、福井市にも支出を依頼されたが、辞退されたということで、渡していないみたいですが、この辺のところ、この金額の差、それと福井県福井市が辞退された、この辺のところが分かればちょっと教えてください。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまのご質問の件でございますけれども、2000年有珠山噴火

の際にいただいた金額相応分を見舞金の支援させているという状況でございますけれども、先ほどの宮城県の村田町でございますけれども、この辺は近隣市の伊達市との兼ね合いもございますことから、この金額になっているという認識でございます。

また、能登半島地震において、先ほど福井市のお話がございましたけれども、有珠山噴火災害時におきましては、北海道を経由しまして30万円ほど見舞金という形で頂いている経緯がございまして、このたび当町から申入れをしたところでございます。ただ、先方の福井市のほうから、被害がほとんどないということから、遠慮したいということで申出がございました。そのことから今回の能登半島の地震における見舞金については、今回はちょっと見合わせているというような状況です。

以上になります。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） 本当に見舞金頂いたところに返していると。これは、市とか町とかはあれですけれども、県にも、東日本の場合はやはり、300万円でしたけれども、新潟中越には100万円、新潟市に出しています。長岡に20万円、小千谷に20万円、十日市、川口、山古志に50万円……、川口、十日市は20万円でした、失礼しました。堀之内の20万円ということで、もらっているからそういうふうに戻したというような判断でしょうか。そこはあまり突っ込みませんけれども、突っ込みたいといったらおかしいですけれども、今回、能登半島地震、4月29日現在245人が亡くなっています。全壊家屋が8,528棟ということです。そして2016年、熊本地震、熊本城が壊れてしまった。このときは273人亡くなっています。能登よりも多くの方が亡くなっています。このとき洞爺湖町は出していないのです。全壊も8,642件ですから、棟数でいっても熊本のほうが多いのです。だからこの辺のところが分からない。そちらに、石川は今回、だから、マスコミが大きく取り上げたから、出すべきだ、出すべきだとなったかもしれません。熊本には一切出していない。

今回補正でも出されますけれども、台湾へ支援金、町で50万円出して、観光協会で50万円出してとか、これは、台湾が大変支援してくれて、洞爺湖町にたくさん来てくれるということで、観光協会の強い希望があったというふうに聞いてますけれども、この辺の差異、能登半島にはすぐ出さなければ駄目だといって出したのに、熊本では同じ以上に亡くなっていたり、棟数も、壊れた、全壊も。この辺のことが分からない。

さっき一番最初に聞きました在り方、災害時、どのようにして出すのかというのがやっぱりないから、出すほうも困るし、その時々で判断して、10万円でもいいのではないのかと、これは100万円でとなってしまうのかなど。それは確認、決めつけるのは難しいところがいっぱいあると思います。いろいろ条件が重なるので。でも、あまりにも分からないと、ちょっと説明書がないというか、さっき言った2013年の大島も300万円出しているわけですよね。その辺のところについて、その差異があるところ、なぜ熊本には出ていなかったのか。それで、台湾は、今回初めて外国に出すわけですがけれども、その辺のところの町の意向というのをもう一度お聞きしたいと思います。2点について。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからございましたように、その時々、支援金について、ルールははっきり言ってないという現状でございます。平成28年熊本地震のときには、私も議員ですし、皆さん議員だったと思うのですけれども、そのときには一切話がなく、今回石川県のときには、やはり声が出られて、被災に対して義援金が出てきたということで、恐らくルールがなかったという点では、その時々、首長部局、議会とも、そのお話の中で決まってくるのかなというところと、あともう一つは、先ほど従前からお話がありましたように、2000年の有珠山噴火、もっと古く言うと、旧虻田町のときの77噴火のところも、過去からデータを掘り下げていったときに、何らかの形があって、平成28年のときは残念ながらその話が出てこなかったのかなと思っているところでございます。

今、議員ご指摘のとおり、やはり自治体から被災地への、この義援金のルール化というのは、支援の透明性、公平性、迅速性、そしてまた効率性を確保するためにも、地域連携の強化、総合的かつ持続可能な支援体制の構築に向けても、改めて今日、一般質問いただきながら、非常に、確かにそうだったかと、重要だかと思っているところでございます。その点で、今後、ルール化に向けて前向きに調査、検討して、今後、こういった各被災があったときの凸凹がないような形で、その時々、議会の思いだけではなくて、恐らく平成28年のとき、この話が恐らく出てこなかったはずだったと思いますので、そういった点で非常に私もちょっと過去を振り返って、確かに議会からもお話もなかったのかなと思っているところでございます。

いずれにしても、支援する、支援される、双方において、自治体としてルールを整理して、災害支援の確固たる基盤づくりをすることが大事だと、今日、本当に改めて思っておりますので、これは前向きに、議会にもお諮りしながら、意見いただきながら、ルール化のほうを、これは町長部局で支援しますといっても、これは認められる話ではありませんので、ここはこちらのほうで原案を出させていただいて、議会のどの常任委員会になるのか、議運になるのか分かりませんが、そこら辺は議会のところにお諮りして、ルールづくり、ちょっと遅きに失するところもございますが、今後のこともありますので、対応させていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 千葉議員。

○3番（千葉 薫君） これからますます、東京ですか、首都直下型ですか、南海、東南海、何百年に一回、もう日付が出ているのだと、いつ起こってもおかしくないのだと言われる大被害があります、災害があります。そこに、東京都であったからといって洞爺湖町で100万円を出すのかと、本当にね、それは姉妹都市の三豊でしたら、当然、人を派遣することを考えるかもしれませんが、なかなかこれから本当にいっぱい災害が起きるだろうと思います。その中での職員一人一人がまた、町民の方々が、洞爺湖町は何やっているのだと言われなくても、ちゃんとちょっとこんなルールがあって、こういったプランでやっていますよと、

この間の石川の件でも、協議会の前にもう町のほうで作成してあったという寄附の、支援のありようというのは聞いていましたけれども、うちの町は本当に評価しています。早いほうだなと思っています。それは立派だと思いますけれども、今後、凹凸がないように、もう一回町民に分かりやすいような支援の仕方をしてくれたら、本当にうちらも来るわけですから、災害が来るわけですから、前のように30億円が来るといったら、そんなことはないと思いますが、それでも、心ですので、やはりつなぐように、同じ日本です。

台湾の話だけ聞いて、終わりにしたいと思います。台湾に50万円出した経緯をもう一回説明願って、終わりたいと思います。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 台湾の50万円の補正予算、今回議案で提案させていただくことになってございます。これにつきましては、今回は義援金ではなくて支援金という形で50万円を補正予算として計上させていただくところでございますが、やはりご承知のとおり、このコロナ禍の中で、うちの町に台湾の方が一番来ていただいて、令和5年度ベースにしましても10万人以上の方が来ていただいて、一番来ていただいていて、町長も本来であればトップセールスに行くような国でございます。そこに対して何かできないかということで、観光協会からお話がありましたので、この中で今申し上げました10万人ということは入湯税で3,000万円という数字が出てくるような、うちのほうに入ってきてるような状況でございしますので、しっかりとその国の窓口の支援する機関と、私どもPRさせていただいて、これからもまた来ていただけるように、これは進めるべきだということで、観光協会からのお話があって、先ほど議員が言われているとおり、合わせて100万円という形で支出させていただきたいという思いで今回提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） これで、3番、千葉議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時34分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員